



福岡県医発第1622号(地)

平成21年12月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

レセプトオンライン請求に関する省令等改正及び医療施設等設備
整備費（レセプトオンライン化設備整備事業）の国庫補助について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成21年11月27日付け福岡県医発第1565号(地)及び平成21年11月30日付け福岡県医発第1576号(地)にて本会よりご連絡申し上げているところでありますが、今般、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡いたします。

本通知は、省令等改正及び助成制度に係る届出様式などが、より具体的に示されております。(平成21年11月30日付け日医発第734号(保163)P1～P5)

つきましては、本件について貴会におかれましてもご了知頂くとともに貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、社会保険診療報酬支払基金ホームページにも掲載されており、問合せ先も示されておりますのでご参照下さい。

(参考)

- ・ 支払基金HP <http://www.ssk.or.jp>
- ・ 問 合 せ 先 03-3508-5508

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第734号（保163）

平成21年11月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人

レセプトオンライン請求に関する省令等改正について

平成21年11月25日付け厚生労働省令第151号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」等により、レセプトオンライン請求の義務化スケジュールや例外規定などが改正され、平成21年11月26日より施行・適用されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

オンライン請求につきましては、平成18年4月の厚生労働省令第111号で、平成23年度から完全義務化と規定されておりましたが、地元選出の国会議員への働きかけや、地区医師会および会員の先生方のご支援によりまして、平成21年3月31日に『規制改革推進のための3か年計画』の再改定が閣議決定され、「原則現行以上の例外規定を設けない」「地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する」となり、各種の例外を認める方針へと変更されました。

その後、平成21年5月29日に補正予算が成立しましたが、衆議院議員選挙による政治的な混乱のため、当時の与党によって具体的な例外措置や緩和策が示されない状況となったことから、同日付け（保46、47）で「対応指針」のご周知を依頼したところです。

さらに、補正予算の具体的な助成内容につきましても、衆議院議員選挙後に改めて具体的な例外措置等と併せて検討する旨、平成21年8月27日付け日医発第502号（保103）にてご連絡させていただきました。

その後、衆議院議員選挙の際「完全義務化から原則化に改める」と主張していた民主党が新たな政権を担うこととなり、さらなる緩和策が期待されました。

このような状況の中、小規模施設や医師が高齢等の理由によりオンライン請求が困難である施設への例外措置等を内容とした省令等の改正案が示され、平成21年10月10日よりパブリックコメントが募集されることとなり、本会

として、平成21年10月9日付け（保136）Fにて投稿のお願いをさせていただきました。

このパブリックコメントで示された改正案は、前政権時の緩和策の域を超えるものではなく、新政権へ期待した多くの会員から失望の声が届きました。

短期間にもかかわらず2,220件ものパブリックコメントの投稿をいただいたことにより、原案の見直しが行われ、今回の省令等の改正の運びとなったものであります。

貴会ならびに管下の郡市区医師会、そして会員の先生方におかれましては、レセプトオンライン請求完全義務化の見直しに向け、様々な活動の展開や多大なるご支援を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

なお、平成21年度補正予算において、レセコンの購入・買い換え、ソフトウェアの導入・設定変更等に係る費用の助成制度が設けられ、平成21年10月28日付けで厚生労働省から社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）に交付要綱や実施要領が発出されております。

改正内容や助成制度の概要は下記のとおりですので、貴会会員にご周知方何卒よろしくお願い申し上げます。

記

《改正内容》

1. これまでオンライン請求が義務化となっていたものが、電子媒体での請求も可能となりました。

2. 例外措置（免除・猶予）

（1）現在、レセコン未使用（手書き）の病院・診療所は免除になり、引き続き手書きでの請求が可能となりました。

※ 平成22年3月31日までに審査支払機関への届出（様式第1号）が必要です。

※ 常勤医師がすべて65歳以上の診療所は（2）を参照ください。

※ 平成21年11月26日以降にレセコン未使用（手書き）に変更した施設も届出（様式第5号）が必要です。

(2) 常勤医師がすべて65歳以上の診療所は免除になりました(ただし、すでにオンライン請求または電子媒体による請求を行っている場合は免除になりません。)

※ レセコンを使用し紙レセプトで請求している診療所は平成22年7月1日の時点で年齢を判断し、平成22年3月31日までに審査支払機関への届出(様式第2号)が必要です。

※ レセコン未使用(手書き)の診療所は平成23年4月1日の時点で年齢を判断し、平成22年12月31日までに審査支払機関への届出(様式第2号)が必要です。

☆ (様式第2号)により65歳以上の届出をすればレセコン未使用(手書き)の届出(様式第1号)を重複して行う必要はありません。

※ 届出後、基準日における年齢が65歳未満の常勤医師が診療に従事することになった場合は免除ではなくなり、改めて届出(様式第2号)が必要になり、届出した翌月診療分の請求までは免除となります。

※ 平成21年11月26日以降に勤務医師の交代等によって、常勤医師がすべて65歳以上(平成22年7月1日または平成23年4月1日の時点で)の診療所となった場合は、届出(様式第5号)した上で免除となります。

※ 平成21年11月26日以降に常勤医師がすべて65歳以上となる年齢の判断についても、レセコン使用の場合は平成22年7月1日時点で判断し、レセコン未使用(手書き)の場合は、平成23年4月1日の時点で判断します。

(3) レセコンを使用し紙レセプトで請求している診療所において、平成22年7月1日の時点で常勤医師に65歳未満の者がいる場合、平成22年7月診療分よりオンライン請求または電子媒体での請求が義務化となりますが、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した施設では、リース期間(平成21年11月26日以降の延長を含む。)または減価償却期間である5年間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)が終了するまで、最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

※ 平成21年11月26日以降のリース・購入は対象外となりますが、平成21年11月26日以降に保守管理契約(再リース)を延長した場合は

対象となり、その際も最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

※ 平成22年3月31日までに審査支払機関への届出（様式第3号）が必要です。再リースや保守管理契約を延長した場合も届出が必要です。

3. 電子媒体で請求している施設は現状のままです（オンラインまでは義務化されません）。

4. 平成21年4月診療分から義務化であったが、5月の請求省令改正によって6か月を目途に猶予された400床未満病院（文字対応）は平成21年12月診療分からオンライン請求または電子媒体での請求を行うこととなります。

※ 病院（文字非対応）は再リースや保守管理契約を延長した場合、（様式第3号）を届出すれば最長で平成27年3月31日まで義務化が猶予されます。

5. 以下に示す個別の事情により、オンラインまたは電子媒体による請求が困難な施設は、審査支払機関に届出（様式第4号）することで、例外的に紙レセプトでの請求が可能になっています。

イ 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

ロ レセコン販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

ハ 改築工事中、又は臨時の施設で診療を行っているもの

ニ 概ね1年以内に診療を廃止あるいは休止の計画を定めているもの

ホ その他特に困難な事情がある場合

※ 困難な事情を明らかにする資料を添付する必要があります。

6. 届出について

（1）免除、猶予となるためには、上記の届出期限までに様式第1号～第5号（別添資料5参照）を支払基金および国民健康保険団体連合会の両方に届出する必要があります。また、届出後、事情が変わった場合も届出が必要です。

支払基金より各医療機関に12月上旬の増減点連絡書に改正内容等が解説されたチラシ（別添資料9参照）が同封される予定です。届出様式は基金支部に備え付けられており、支払基金ホームページからダウンロードできるようになるとのことです。

(2) 免除・猶予の届出期限（再掲）

1) レセコン未使用（手書き）

- ① 平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合
⇒ 平成22年12月31日までに免除の届出（様式第2号）
- ② 平成23年4月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合
⇒ 平成22年3月31日までに免除の届出（様式第1号）

2) レセコンを使用し紙レセプトで請求

- ① 平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳以上の場合
⇒ 平成22年3月31日までに免除の届出（様式第2号）
- ② 平成22年7月1日時点で常勤医師が65歳未満の場合で、平成21年11月25日以前にレセコンをリースまたは購入した場合
⇒ 平成22年3月31日までに猶予の届出（様式第3号）
再リース・再保守契約で最長平成27年3月31日まで

3) 個別の事情

- 回線障害、業者対応遅れ、特に困難な事情の場合（様式第4号）
⇒ 請求日当日に届出可能、後日速やかに事情が確認できる資料提出

《助成制度》

1. 平成21年5月29日に290億円で平成21年度補正予算が成立し、平成21年10月28日付けで厚生労働省から事業を行う支払基金宛に交付要綱・実施要領が発出されましたが、上記の例外措置等の改正内容が決まったことで、対象施設数の減少などが考慮され、196億円に減額されました。

本件について、平成21年11月27日付けで支払基金理事長名から「平成21年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について（通知）」（別添資料8参照）が発出されております。都道府県医師会に対しましては、基金支部から別途連絡があるとのことです。

2. 対象・助成額

- (1) 平成21年5月29日から適用されます。
- (2) レセ電が未対応である病院・診療所において電子レセプトを作成するためのレセコンの購入、レセ電が対応済みである診療所のレセコンの買い換え：実支出額の1/2（上限：病院250万円、診療所50万円）

- (3) 電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入または既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更もしくは傷病名コード整理等の諸設定：実支出額の1/2（上限：病院50万円、診療所40万円）

2. 申請手続き

別添資料7にある別紙様式1-1、1-2で支払基金に申請し、内容を調査した上で、別紙様式2-1、2-2により助成金の決定が通知されます。

本件につきましても、支払基金より5月29日現在でレセ電未対応の各医療機関に12月中旬以降から申請書、記載要領、パンフレットが送付される予定です。届出様式は基金支部に備え付けられており、支払基金ホームページからダウンロードできるようになるとのことです。

3. 助成制度の活用にあたり、レセコンを購入等する医療機関等で過度な負担が生じないように、レセコン業者に適切な対応を図らせるべく、厚生労働省から保健医療福祉情報システム工業会宛に以下の内容が明記された文書が発出されています（別添資料7参照）。

(1) レセプトの電子化期限等の周知

(2) レセコンの機能

- ・原則として電子レセプトを作成する機能を有したレセコンを販売
- ・レセコンの品揃えの多様化および選択肢の説明

(3) レセコンの契約方法

- ・リース契約では補助制度対象外となるので、売買契約による購入を可能とする
- ・売買契約による初期費用と保守管理契約による費用の配分の工夫 等

(4) レセコンの納入等

- ・契約に際して電子媒体等での請求が可能となる見込み時期を明示する
- ・できるだけ円滑な納入が必要

(添付文書)

1. 官報 号外第248号抜粋（平成21年11月25日）
 - (1) 厚生労働省令第151号「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」
 - (2) 厚生労働省告示第480号
 - (3) 厚生労働省告示第481号
2. 新旧対照条文
 - (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）
 - (2) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書（平成6年厚生省告示第345号）
3. レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について（平成21年11月25日 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）
4. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（平成21年11月25日付け保発1125第4号 厚生労働省保険局長通知）
5. 届出書様式第1号～第5号
6. レセプトオンライン請求に関する省令改正等について（パブリックコメントまとめ（平成21年11月26日））
7. レセプトコンピュータの購入等に係る補助事業の実施等について（平成21年11月12日付け保総発1112第2号 厚生労働省保険局総務課長通知）
8. 平成21年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について（通知）（平成21年11月27日付け本才支補業000003 支払基金理事長）
9. レセプトオンライン化に係る周知ならびに補助金の助成案内に関するチラシ（支払基金）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一五二)

(告 示)

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(総務五二九)

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があつたので公表する件(同五三〇)

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があつたので公表する件(同五三一)

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件(同五三二)

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があつたので公表する件(同五三三)

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十一年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件(同五三四)

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等

諸事項

(公 告)

独立行政法人航海訓練所平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、東日本高速道路株式会社社工事開始、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「ときは、」の下に「電子情報処理組織の使用による請求」を、「記録して」の下に「行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。」又は「光ディスク等を用いた請求(厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフルキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。)を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。))により」を加え、同条第二項中「前項の」を「電子情報処理組織の使用による請求を行う」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができ、情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。

第二条の見出しを「療養の給付費等の請求日」に改め、同条第一項中「療養の給付費等の請求(以下「電子情報処理組織の使用による請求」という。))を「請求又は光ディスク等を用いた請求」に改める。

第三条の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「による請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二号中「同じ。」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二号中「請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加え、同条第二号各号列記以外の部分中「プログラム」の下に「又は光ディスク等を用いた請求を行うために使用するプログラム」を加え、同条第三号中「請求」の下に「又は光ディスク等を用いた請求」を加える。

第四条の見出し中「療養の給付費等の」を「電子情報処理組織の使用による」に改め、同条中「療養の給付費等の請求」を「電子情報処理組織の使用による請求」に改め、「介して費用を請求」との下に「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」とを加え、「とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の」と、同条第二項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、同項の「とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、前項の「とあるのは「事務代行者を介して前項」に、「を始める」とあるのは「を始める」とあるのは「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては」に、「を始める」とあるのは「又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(療養の給付費等の請求の特例)

第五節 レセプトコンピュータ(療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。)を使用していない保険医療機関又は保険薬局(次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行つていないものを除く。)は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求(療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することを行う。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行つていない保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六節 保険医療機関である診療所又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等)	平成二十二年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等)	平成二十三年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 前項の規定により届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年十二月十日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等)	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用している診療所(歯科に係る療養の給付費等)	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

3 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局(レセプトコンピュータを使用していないものを除く。)は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

(書面による請求)

第七節 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則第四節の見出し中「電子情報処理組織の使用による」を「療養の給付費等の」に改め、同条第一項表以外の部分中「保険医療機関又は」を「第五節第一項及び第六節第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は」に改め、「療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することを行う。以下同じ。又は光ディスク等を用いた請求(療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク」という。))を提出することにより請求することを行う。以下同じ。を削り、同項の表の一の項中「療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。及び「光ディスク等を用いた請求を行つていないもの又は」を削り、同表の三の項及び四の項中「三月三十一日」を「六月三十日」に改め、同表の六の項、七の項及び八の項を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を平成二十一年十二月十日までに審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項において同じ。)が行う療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の上欄に掲げる日(薬局にあつては平成二十一年十二月十日)までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までの間は、書面による請求を行うことができる。

一 自ら購入したレセプトコンピュータ(平成二十一年十一月二十一日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経過した日(当該レセプトコンピュータに係る保守管理に係る契約(平成二十一年十一月二十六日以前に延長されたものを含む。)を締結している場合にあつては当該契約終了の日。以下「表」において同じ。)が、平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降であるものに限る。)	当該レセプトコンピュータを購入した日から五年を経過した日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)の日
---	--

二 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月二十一日以前に締結されたもの(平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。))により使用し、当該リース契約の終了の日が、平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降となる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)の日
--	--

みんなの党	所属国会議員の住所	山内 康一	東京都港区赤坂二―一七―一〇	神奈川県川崎市多摩区登戸四九五―三
	支部の数	二二三	二二三	二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二三	二二三	二〇

題名中「附則第五條第三項」を「第七條第三項」に改める。
表以外の部分中（以下「請求省令」という。）附則第五條第三項」を「第七條第三項」に改める。

新旧対照条文

◎療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求） 第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）により行うものとする。	（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求） 第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
- 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付
- 五 削除
- 六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十条の医療の給付又は同法第十八条の一般疾病医療費の支給
- 八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十条の療養の給付又は同法第二十条の更生医療の給付
- 九 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条の養育医療の給付
- 九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
- 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の医療扶助又は医療支援給付
- 五 削除
- 六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十条の医療の給付又は同法第十八条の一般疾病医療費の支給
- 八 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十条の療養の給付又は同法第二十条の更生医療の給付
- 九 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条の養育医療の給付
- 九の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の

二 第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律
第四号）第四条第一項の医療費の支給

十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働
大臣が定めるもの

2 電子情報処理組織の使用による請求を行う場合において、療養の
給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合
には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることが
できる情報を前項のファイルに記録しなければならない。

3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等
のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診
療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができ、情
報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。
ない。

（療養の給付費等の請求日）

第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用い
た請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査
支払機関に到達したものとみなす。

（療養の給付費等の請求の開始等の届出）

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用によ
る請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとするときは、あ
らかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出
なければならない。

一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

二 第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
九の三 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律
第四号）第四条第一項の医療費の支給

十 前各号に掲げるもののほか医療に関する給付であつて厚生労働
大臣が定めるもの

2 前項の場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定
めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び
診療内容を明らかにすることができる情報を同項のファイルに記録
しなければならない。

（電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求日）

第二条 電子情報処理組織の使用による療養の給付費等の請求（以下
「電子情報処理組織の使用による請求」という。）は、各月分につ
いて翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査
支払機関に到達したものとみなす。

（電子情報処理組織の使用による請求の開始等の届出）

第三条 保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用によ
る請求を始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当
該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
二 審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

第一条の記録を行うために使用するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月

三 その他厚生労働大臣が定める事項

2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラム又は光ディスク等に同条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき（療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称
- 三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月
- 四 その他厚生労働大臣が定める事項

（電子情報処理組織の使用による請求の代行）

第四条 前三条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に

第一条の記録を行うために使用するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）の名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月

三 その他厚生労働大臣が定める事項

2 保険医療機関又は保険薬局は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに第一条の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき（療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地
- 二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称
- 三 変更後のプログラムを使用して電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月
- 四 その他厚生労働大臣が定める事項

（療養の給付費等の請求の代行）

第四条 前三条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが療養の給付費等の請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を

密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、「電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合には、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合には、その年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を變更」とあるのは「を事務代行者が變更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険

有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであつて療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求の代行を行うもの（以下「事務代行者」という。）を介して費用を請求」と、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の」と、同条第二項中「請求を行う」とあるのは「請求を事務代行者を介して行う」と、「同項の」とあるのは「事務代行者を介して同項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする場合には、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合には、その年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を變更」とあるのは「を事務代行者が變更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

（療養の給付費等の請求の特例）

第五条 レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用していない保険医療機関又は保険薬局（次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行つていないものを除く。）は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 前項の規定により書面による請求を行つている保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六条 保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いづれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届

け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2	レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年 四月一日
	レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年 七月一日
	レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十三年 四月一日
	局	
	2 前項の規定により届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、届け出るものとする。	
3	レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年 十二月十日
	レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年 三月三十一日
	レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十二年 十二月三十一日
	局	
	3 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。	
4	前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用していないものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面	

による請求を行うことができる。

（書面による請求）

第七条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

第二条 削除

（経過措置）

第三条 昭和五十一年十月一日前に行われた療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

（療養の給付費等の請求に係る経過措置）

第四条 第五条第一項及び第六条第一項の規定の適用を受ける保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求のほか、保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

第二条 削除

（経過措置）

第三条 昭和五十一年十月一日前に行われた療養の給付又は公費負担医療に関する費用の請求については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）

第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明

規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、レセプト文字データ変換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。）を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

平成二十一年三月三十一日

細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に

平成二十一年三月三十一日

二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求		三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）
	平成二十二年六月三十日			平成二十三年三月三十一日
変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。）を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求	三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）	五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）
	平成二十二年三月三十一日			平成二十三年三月三十一日
六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを用いていないものが行う療養の給				

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の二の項から五の項までの上欄に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ、薬局にあつては、平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を平成二十一年十二月十日までに審査支払機関に届け出た薬局に限る。以下この項

付費等の請求（次号及び第八号に掲げるものを除く。）

七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日

八 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）

2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができるとする書類を添えなければならない。

において同じ。)が行う療養の給付費等の請求であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる日の三月前の日(薬局にあつては平成二十一年十二月十日)までに、次の表の上欄に掲げるものに該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日まで

一 自ら購入したレセプトコンピュータ(平成二十一年十一月二十五日以前に購入したものであつて、購入した日から五年を経過した日(当該レセプトコンピュータに係る保守管理に係る契約(平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。))を締結している場合にあつては当該契約の終了の日。以下この表において同じ。))が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあるものは平成二十三年四月一日(以降であるものに限る。))を使用してゐる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	当該レセプトコンピュータを購入した日から五年を経過した日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)のいずれか早い日
二 レセプトコンピュータをリース契約(平成二十一年十一月二十五日以前に締結されたもの(平成二十一年十一月二十六日以降に延長されたものを含む。))により使用し、当該リース契約の終了の日が、薬局にあつては平成二十一年四月一日、病院又は診療所にあつては平成二十二年七月一日(歯科に係るものは平成二十三年四月一日)以降となる病院若しくは診療所又は薬局が行う療養の給付費等の請求	当該リース契約の終了の日が属する月の末日又は平成二十七年三月三十一日(薬局の場合は平成二十三年三月三十一日)のいずれか早い日

3 療養の給付費等の請求の件数に係る前項の薬局による届出を受ける審査支払機関は、当該療養の給付費等の請求の件数を確認するた

めに必要な限度で、関係する審査支払機関に情報の提供を求めることができる。

4 第一項の規定にかかわらず、同項の表の一の項及び二の項に掲げる保険医療機関又は保険薬局（同項に掲げる保険薬局にあつては、第二項の適用を受けるものを除く。）のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求を行うことができる。

5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局 当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求

二 レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないものの当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求

三 改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている保険医療機関又は保険薬局 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行つている間に行う療養の給付費等の請求

四 廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険

3 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一号及び第二号に掲げる保険医療機関又は保険薬局のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

4 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認めるもの（前項の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行つている保険医療機関又は保険薬局を除く。）は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

薬局 廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求

五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局 当該請求

6 保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

(第五条第一項に係る届出)

第五条 第五条第一項の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であつて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第百五十一号）の施行の際現に書面による請求を行つているもののうち次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに、同項の規定に該当する旨を審査支払機関に届け出るものとする。

レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年三月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十二年十二月三十一日
レセプトコンピュータを使用していない薬局	

(書面による請求)

第五条 書面による請求を行う場合において、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

2 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

3 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

(光ディスク等を用いた請求)

第六条 保険医療機関又は保険薬局は、光ディスク等を用いた請求を

	始めようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る審査支払機関に提出しなければならない。 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地 二 光ディスク等に附則第四条第一項の記録（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って行う記録をいう。以下同じ。）を行うために使用するプログラムの名称、当該プログラムの作成者の氏名又は名称及び当該光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月 三 その他厚生労働大臣が定める事項 2 保険医療機関又は保険薬局は、光ディスク等に附則第四条第一項の記録を行うために使用するプログラムを変更しようとするとき（療養の給付費等の額の算定方法が改められたことに伴う変更を行うおととするときを除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届書を、当該請求に係る審査支払機関に提出しなければならない。 一 保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地 二 変更後のプログラムの名称及び当該プログラムの作成者の氏名又は名称 三 変更後のプログラムを使用して記録した光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月 四 その他厚生労働大臣が定める事項 3 光ディスク等を用いた請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を光ディスク等に記録して、審査支払機関に提出しなければならない。 4 光ディスク等を用いた請求を行う場合には、当該光ディスク等は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。
--	--

新旧対照表

◎療養の給付及び公費負担医療に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書（平成六年厚生省告示第三百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
【題名】療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの 【本文】療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一 歯科診療以外の診療に係る療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十五万点以上のもの 二 歯科診療に係る療養の給付費等のうち合計点数が二十万点以上のもの	【題名】療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書 【本文】療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの 一 歯科診療以外の診療に係る療養の給付費等のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十五万点以上のもの 二 歯科診療に係る療養の給付費等のうち合計点数が二十万点以上のもの 第二 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書 一 歯科診療以外の診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十五万点以上のもの 二 歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が二十万点以上のもの

◎ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
【題名】 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七 条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 【本文】 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七 条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分 によるものとする。 （以下省略）	【題名】 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第 五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 【本文】 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（以 下「請求省令」という。）附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働 大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。 （以下省略）

レセプトオンライン請求に関する省令改正及び告示の制定について

1 趣旨

(1) 請求省令の改正

平成23年度から、診療報酬の請求方法を原則として電子化するという方針の下で、手書き・高齢などの理由により電子化対応が困難である医療機関、薬局に対し配慮する観点から、診療報酬請求の方法及びその例外措置等を定めるべく請求省令^(※1)を改正するもの。

(2) 告示の制定

本年5月の省令改正^(※2)により、診療報酬請求に係るオンライン義務化期限を猶予されている医療機関等について、電子化対応の具体的な義務化期限を、厚生労働大臣告示^(※3)により定めるもの。

※1：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）

※2：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第110号）

※3：療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件

2 告示及び改正省令の概要

(1) 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の概要

- ① 診療報酬の請求方法について、電子レセプトによる請求を原則とし、オンライン請求のほか電子媒体による請求も可能とする。

【第1条の改正】

<理由>

オンライン請求のほか電子媒体請求による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療の質の向上等の政策目標が達成されるため。

- ② 手書きで診療報酬請求を行う医療機関・薬局について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ これらの医療機関・薬局については、電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとする。

【第5条の新設】

<理由>

手書きの保険医療機関等の多くは、継続的に費用対効果が見合わないものであると考えられるため。

- ③ 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上^(※)）の診療所・薬局（電子レセプトによる請求が可能な診療所・薬局を除く。）について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を免除する。

※ 年齢の判断の時点は以下の表のとおり。

対象となる保険医療機関等	判断の日
レセプトコンピュータを使用している薬局	平成21年4月1日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	平成22年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	平成23年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

【第6条の新設】

<理由>

現在、電子レセプトによる請求を行っていない高齢の医師・歯科医師・薬剤師は、レセプトコンピュータ（レセコン）操作に不慣れであると考えられるため。

- ④ 電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間又は減価償却期間（リース期間等）が終わるまでの間の医療機関について、オンライン又は電子媒体による請求への移行を猶予する。（最大で平成26年度末まで）

※ 改正省令の公布前にレセコンをリース又は購入した医療機関に限る。ただし、改正省令公布後にリース契約を延長した場合は、延長後の契約終了日（最大で平成26年度末）まで猶予する。また、購入したレセコンの減価償却期間が終

了した後でも、当該レセコンについて保守管理契約が締結されている場合には、当該契約の終了日（最大で平成26年度末）まで猶予する。

※ 本来ならば平成21年4月に移行期限が到来していたが、本年5月の請求省令の改正により移行期限が猶予された、①電子レセプト対応のレセコン（レセプト文字データ変換ソフト（いわゆる「レセスタ」）を利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数400床未満の病院、②レセコンを使用している薬局、については対象外。（ただし、移行期限が猶予された②の薬局のうち年間請求件数が1200件以下のものは、リース期間等の終了時まで（最大で平成22年度末まで）猶予する。）

※ リース期間等の終了後は、電子媒体又はオンラインによる請求のいずれかの請求方法を選択できる。

【附則第4条の改正】

<理由>

医療機関等が、レセコンの入替えに併せて円滑に対応できるようにするため。

⑤ オンライン又は電子媒体による請求を行うことが困難な個別の事情がある医療機関等について、例外的に書面による請求が認められるが、その事情を以下(ア)～(オ)のとおりとする。

(ア) 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの

(イ) レセプトコンピュータ販売業者、リース業者と契約済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたもの

(ウ) 改築工事中、又は仮の施設で営業中であるもの

(エ) 概ね1年以内に廃止又は休止の計画を定めているもの

(オ) その他特に困難な事情があると認められるもの

※ 以上の(ア)から(オ)に該当する医療機関等は、請求の日の前までに、(ア)から(オ)に該当する旨の資料を添えて審査支払機関に届け出るものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)については、やむを得ない事情がある場合は、請求日当日に届出を行うことができる。この場合において、添付資料は事後において速やかに提出するものとする。

【附則第4条の改正】

＜理由＞

原則として事前に届出を行うことにより、オンライン又は電子媒体による請求が困難な事情がある医療機関等については、書面により請求を行っても診療報酬が支払われるようにするため。

- ⑥ 平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされている医科診療所等について、同年7月診療分（8月10日請求分）からオンライン又は電子媒体による請求に移行するものとする。

【附則第4条の改正】

＜理由＞

これらの対象機関が期限を迎える前に、本省令において決定する①から④の例外措置等を十分に周知する必要があるため。

(2)「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を定める件」の概要

請求省令附則第4条第4項に規定する厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日^(※)とする。

※ オンライン又は電子媒体による請求の移行期限を猶予されていた保険医療機関等（①電子レセプト対応のレセコン（レセスタを利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数400床未満の病院、②レセコンを使用している薬局）は、本年12月診療分からオンライン又は電子媒体により診療報酬・調剤報酬請求することとなり、したがって移行期限終了後のオンライン又は電子媒体による初回の請求期限は1月10日となる。

3 施行期日

本年11月26日

保 発 1 1 2 5 第 4 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日

都道府県知事 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令
の一部を改正する省令の施行等について

本日付けで、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 1 年厚生労働省令第 1 5 1 号。以下「改正省令」という。）、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日（平成 2 1 年厚生労働省告示第 4 8 0 号。以下「4 8 0 号告示」という。）及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示（平成 2 1 年厚生労働省告示第 4 8 1 号。以下「4 8 1 号告示」という。）が公布され、いずれも平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日から施行・適用される。

改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏ないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

平成 1 8 年の省令改正により、医療保険事務の効率化等を推進するため、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）による診療報酬及び調剤報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求手続の一態様として、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 5 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「請求省令」という。）においてオンライン請求（改正省令による改正後の請求省令第 1 条第 1 項に規定する「電子情報処理組織の使用による請求」をいう。以下同じ。）が原則とされ、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータの利用状況等に応じて、平成 2 3 年度当初までに順次オンライン請求への移行を進めることとし

ていたところである。

今般、診療報酬等の請求方法を原則としてオンライン請求又は電子媒体による請求（改正省令による改正後の請求省令第1条第1項に規定する「光ディスク等を用いた請求」をいう。以下同じ。）とし、平成23年度に向けてレセプト（診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書をいう。以下同じ。）の電子化を進めるという方針の下で、レセプトの電子化への対応が困難である次の(1)から(3)の保険医療機関等に対し配慮する観点から、請求省令を見直し、免除又は猶予等の例外措置を定めることとした。

- (1) レセプトコンピュータを使用せずに手書きでレセプトを作成している保険医療機関等、
- (2) 診療又は調剤に従事する常勤の医師・歯科医師・薬剤師が高齢である保険医療機関等、
- (3) 電子レセプト非対応のレセプトコンピュータを使用しているが、そのリース期間又は減価償却期間が終了していない保険医療機関等

また、本年5月の請求省令の改正により、オンライン請求への移行の期限を猶予されていた保険医療機関等（①電子レセプト対応のレセコン（レセプト文字データ変換ソフト（いわゆる「レセスタ」）を利用して電子レセプトを作成できる場合を含む。）を使用している病床数400床未満の病院、②レセコンを使用している薬局）について、オンライン請求又は電子媒体による請求に移行することとし、その具体的な移行期限を厚生労働大臣告示で定めることとした。

第2 改正の内容

1 改正省令の内容

(1)診療報酬等の原則的な請求方法

診療報酬等の請求方法について、オンライン請求に加えて電子媒体による請求も認められることとしたこと。（第1条関係）

これに伴い、オンライン請求及び電子媒体による請求に係る請求日、開始の届出等の規定について整備を行ったこと。（第2条及び第3条関係）

また、オンライン請求の事務の代行に関する規定について、第1条の改正に伴い、所要の整備を行ったこと。（第4条関係）

(2)手書きで診療報酬等の請求を行う場合の特例

レセプトコンピュータを使用せず、手書きで書面による診療報酬等の請求を行う保険医療機関等（第6条第1項の規定（高齢免除要件に係る規定。（3）参照。）に該当するため、引き続きレセプトコンピュータを使用せず、手書きで書面による請求を行うことができるものを除く。）について、第1条の規定にかかわらず、手書きで書面による請求を行うことができることとしたこと。（第5条第1項関係）

① 手書きで書面による請求を行う場合の届出及びその期限

改正省令の施行の際現に手書きで書面による請求を行っている保険医療機関等であって、第5条第1項の規定により引き続き手書きで書面による請求を行おうとするものは、その旨を審査支払機関に届け出ることとしたこと。その場合の届出の期限は、附則第5条の規定により、次の表のとおりとなること。

なお、改正省令の施行後に新たに手書きで書面による請求を開始しようとするときは、第7条第1項の届出が必要となること。((7)②参照。)

対象となる保険医療機関等	届出期限
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成22年3月31日
レセプトコンピュータを使用していない病院又は診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成22年12月31日
レセプトコンピュータを使用していない薬局	

この表において、レセプトコンピュータを使用せず手書きでレセプトを作成している医科病院及び医科診療所の届出期限が平成22年3月31日とされているのは、附則第4条第2項の規定（リース期間中・減価償却期間中の電子レセプト非対応レセプトコンピュータを使用している場合の猶予の規定。(4)参照。)によりオンライン請求又は電子媒体による請求への移行が猶予される医科病院及び医科診療所との間で対象を正確に把握するため、両者の届出期限を揃える趣旨であること。

なお、第6条第1項の規定（高齢免除要件に係る規定。(3)参照。)によりオンライン請求又は電子媒体による請求が免除される保険医療機関等については、レセプトコンピュータの使用の有無を判断する必要がないことから、届出期限を揃えていないこと。

② 届出の際に必要な資料

①の届出を行う保険医療機関等は、別添の届出様式第1号を参考として、審査支払機関に必要事項を届け出ること。また①の届出は、審査支払機関において第5条第1項の適用を受ける対象を正確に把握する必要があることから、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても行うものであること。

③ オンライン請求又は電子媒体による請求を行える体制の整備について

第5条第1項の規定により手書きで書面による請求を行う保険医療機関等は、オンライン請求又は電子媒体による請求を行える体制の整備に努めることとしたこと。(第5条第2項関係)

(3)常勤の医師・歯科医師・薬剤師が皆高齢の診療所・薬局の特例

常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて高齢者（65歳以上）の診療所・薬局であって、オンライン請求及び電子媒体による請求を行えないものについて、引き続き書面による請求（電子レセプト非対応のレセプトコンピュータを使用して書面による請求を行う場合を含む。以下(3)において同じ。）を行うことができることとしたこと。（第6条関係）

- ① 保険医療機関である診療所又は保険薬局（既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の年齢が②の表の判断の日において65歳以上の者に限られる保険医療機関等は、その旨を審査支払機関に届け出ることにより、引き続き書面による請求を行うことができること。（第6条第1項関係）

② 保険医又は保険薬剤師の年齢の判断の日

①における保険医等の年齢の判断の日は、次の表のとおりとなること。

対象となる保険医療機関等	判断の日
レセプトコンピュータを使用している薬局	平成21年4月1日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	平成22年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	平成23年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

③ 届出の期限

①の届出の期限は、審査支払機関における確認作業に要する期間等を勘案し、原則ではオンライン請求又は電子媒体による請求への移行期限とされていた日の三ヶ月前に、それぞれ設定したこと。具体的には次の表のとおりとなること。（第6条第2項関係）

改正省令施行後に、①の要件を満たし、新たに書面による請求を開始しようとする保険医療機関等については、第7条第1項の届出が必要となること。（(7)②参照。）

対象となる保険医療機関等	届出期限
レセプトコンピュータを使用している薬局	平成21年12月10日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	平成22年3月31日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	平成22年12月31日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

- ④ 第6条第1項中「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するもの」とは、現にオンライン請求又は電子

媒体による請求を行っているものをいうこと。(電子レセプトの作成に必要なソフトウェアがインストールされていたとしても、電子レセプトに移行するための作業が行われておらず、実際には書面による請求を行っている場合は含まれないものであること。)

⑤ 「常勤」の定義

第6条第1項の「常勤」とは、原則として保険医療機関等において定めた医師・歯科医師又は薬剤師の勤務時間の全てを勤務し、かつ保険医療機関等において定める1週間の勤務時間が、32時間以上の者の就業形態を指すこと。

⑥ 第6条第1項の規定に該当しなくなった保険医療機関等の取扱いについて

第6条第1項の届出を行った保険医療機関等であっても、②の判断の日において65歳未満である常勤の保険医等が、当該保険医療機関等において新たに診療又は調剤に従事することとなった場合には、①の要件に該当しないこととなるため、その旨の届出が別途必要となること。(第6条第3項関係)

当該届出を行った保険医療機関等は、その他のオンライン請求又は電子媒体による請求の免除又は猶予の要件に該当しない場合は、第1条の規定が適用され、オンライン請求又は電子媒体による請求を行う必要があるが、そのために必要となる移行期間を考慮し、当該届出を行った日の属する月及びその翌月の診療分の診療報酬等の請求に限り、引き続き書面による請求を行うことができることとしたこと。(第6条第4項関係)

⑦ ①及び⑥の届出の際に必要な資料

①に該当する保険医療機関等又は⑥に該当する保険医療機関等(①に該当しなくなった保険医療機関等)は、別添の届出様式第2号を参考として、審査支払機関に必要な事項を届け出ること。(第6条第1項及び第3項関係)

①及び⑥の届出は、審査支払機関において免除対象となる保険医療機関等を正確に把握する必要があることから、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても行うものであること。

(4) リース期間中・減価償却期間中のレセプトコンピュータに係る猶予措置

電子レセプトに対応していないレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間が終了するまでの間の保険医療機関等について、オンライン請求又は電子媒体による請求への移行期限を猶予することとしたこと。(附則第4条第2項関係)

① 猶予措置の内容

改正省令の公布日(平成21年11月25日)以前にレセプトコンピュータをリース又は購入した保険医療機関等(本年5月の請求省令の改正によりオンライン請求への移行期限が猶予された保険医療機関等を除く。ただし②を参照のこと。)について、オンライン請求又は電子媒体による請求に円滑

に移行できるよう、リース期間又は減価償却期間が終わるまでの間の保険医療機関について、オンライン請求又は電子媒体による請求への移行期限を猶予したこと。

イ レセプトコンピュータを購入して使用している保険医療機関

当該レセプトコンピュータを購入した日から減価償却期間の終了する5年の間に、オンライン請求又は電子媒体による請求への移行の期限が到来しても、減価償却期間が終了する日の属する月の末日までの間は、電子レセプト非対応のレセプトコンピュータを使用して書面による請求を行うことができること。

なお、レセプトコンピュータを購入した日から減価償却期間である5年を経過した日以降であっても、当該レセプトコンピュータに係る保守管理契約（平成21年11月26日以降に延長されたものを含む。）を締結している場合は、その保守管理契約が終了する日の属する月の末日（ただし最長で平成27年3月31日）まで、電子レセプト非対応のレセプトコンピュータを使用して書面による請求を行うことができること。

この場合、レセプトコンピュータを購入した日から5年を経過した日（その日以降も保守管理契約を継続して締結している場合は、当該契約の終了の日の属する月の末日。ただし最長で平成27年3月31日）が属する月の翌月診療分から、オンライン請求又は電子媒体による請求に移行することとなること。（附則第4条第2項の表の1の項関係）

ロ レセプトコンピュータをリース契約により使用している保険医療機関

当該リース契約（平成21年11月26日以降において延長されたものを含む。）が終了する日の属する月の末日までの間（ただし最長で平成27年3月31日まで）は、契約期間中にオンライン請求又は電子媒体による請求への移行の期限が到来しても、電子レセプト非対応のレセプトコンピュータを使用して書面による請求を行うことができること。

この場合、リース契約の終了の日が属する月の翌月診療分（リース契約の終了の日が平成27年4月1日以降である場合は、平成27年4月診療分）から、オンライン請求又は電子媒体による請求に移行することとなること。（附則第4条第2項の表の2の項関係）

② ①の猶予措置の薬局に関する特例

本来ならば平成21年4月にオンライン請求への移行期限が到来していたが、本年5月の請求省令の改正により移行期限が猶予された病院・薬局については、以下の薬局の場合を除き(4)の対象外であること。

平成21年4月にオンライン請求への移行期限が到来し、同年5月の請求省令の改正により移行期限が猶予された薬局のうち、年間のレセプト件数が1,200件以下のものは、減価償却期間（購入したレセプトコンピュータに係る保守管理契約を締結しており、減価償却期間終了後も当該契約を継続

して締結している場合は当該契約が終了するまでの間）又はリース契約期間（リース期間を延長した場合は、その延長した期間）の終了の日の属する月の末日まで（ただし、いずれも最長で平成23年3月31日までとする。）猶予すること。

この場合の年間レセプト件数については、平成20年度診療分（平成20年5月請求分から平成21年4月請求分）の請求件数が1,200件以下であるか否かにより判断することとし、該当する薬局は平成21年12月10日までに、別添の届出様式第3号を参考に、審査支払機関に必要事項を届け出ること。

この届出は、審査支払機関において請求件数を正確に把握する必要があることから、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても行うものであること。

なお、請求件数の正確な把握のため、その目的の範囲内において、関係する審査支払機関の間で、保険医療機関等毎の請求件数に関する情報を共有することができるものであること。（附則第4条第3項関係）

③ 猶予の対象となる保険医療機関等による届出

イ 附則第4条第2項の規定により、電子レセプトに対応していないレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間が終了するまでの間、オンライン請求又は電子媒体による請求への移行期限の猶予を受けようとする保険医療機関等は、次の表に掲げる期限（原則ではオンライン請求又は電子媒体による請求への移行期限とされていた日の三ヶ月前に、それぞれ設定）までに、猶予を希望する旨を審査支払機関に届け出ることとしたこと。

なお、これらの届出を行った保険医療機関等が、猶予期限の到来後に、再度リース契約又は購入したレセプトコンピュータに係る保守管理契約を延長した場合は、あらためて速やかに届出を行うこと。

対象となる保険医療機関等	届出期限
レセプトコンピュータを使用している薬局（附則第4条第1項の表の2の項に掲げるもの）	平成21年12月10日
レセプトコンピュータを使用している医科病院（附則第4条第1項の表の3の項に掲げるもの）	平成22年3月31日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所（附則第4条第1項の表の4の項に掲げる診療所）	
レセプトコンピュータを使用している歯科病院又は歯科診療所（附則第4条第1項の表の5の項に掲げる病院又は診療所）	平成22年12月31日

ロ 保険医療機関等は、イの届出を行う場合は、別添の届出様式第3号を参考として、審査支払機関に必要事項を届け出ること。

またイの届出は、審査支払機関において附則第4条第2項の適用を受ける対象を正確に把握する必要があることから、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても行うものであること。

(5)個別の事情によりオンライン又は電子媒体による請求ができない場合の特例

オンライン請求又は電子媒体による請求を行うことが困難な個別の事情がある保険医療機関等について、例外的に書面による請求が認められること。

①届出事由及び届出を行った場合に受けられる特例措置の範囲

以下のイからホに掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出た保険医療機関等については、それぞれイからホに掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができること（附則第4条第5項関係）。

なお、届出に際しては、届出の内容を確認できる資料を届出書類に添付すること（同条第6項関係）。また、本届出は、特例措置を受けようとする療養の給付費等の請求期限（同一の事情について、数ヶ月にわたって特例措置を受けようとする場合は、最初に特例措置を受けようとする月の請求期限）の一ヶ月前までに行うことを原則とし、特例措置を受けている間に既に届出ている事項に変更があった場合は、あらためて届出を行うこと。

また、これらの届出は、審査支払機関において附則第4条第5項の適用を受ける対象を正確に把握する必要があることから、社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても行うものであること。

イ 電気通信回線設備の機能に障害が生じたもの（附則第4条第5項第1号関係）

当該障害が生じている間に行う療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができること。

届出に際しては、別添の届出様式第4号を参考に必要事項を届け出るほか、機能障害が生じた旨の事業者による証明書等、機能障害が生じた事実を確認できる書類を添付すること。機能障害が生じているものの、請求する側に特段の過失がなく、障害の原因が不明である場合は、当該障害が発生した事実を届け出るのみで足りること。

ロ レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で機器の設置等に係る契約を締結済みであるが、納入・工事等の対応が遅れたために、療養の給付費等の請求の日までに電子媒体による請求ができないもの（附則第4条第5項第2号関係）

当該納入・工事等の対応が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請

求について、書面による請求を行うことができること。

届出に際しては、別添の届出様式第4号を参考に必要事項を届け出るほか、事業者との間に締結した契約書の写し等、契約期間を確認できる書類を添付すること。

ハ 改築工事中の施設又は臨時の施設で診療又は調剤を行っているもの（附則第4条第5項第3号関係）

当該改築工事中の施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている間に行う療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができること。

届出に際しては、別添の届出様式第4号を参考に必要事項を届け出るほか、当該改築工事又は臨時施設の利用に係る契約書及び工程表の写し等、改築工事中又は臨時の施設を利用中である旨を確認できる書類を添付すること。

ニ 廃止又は休止の計画を定めているもの（附則第4条第5項第4号関係）

廃止又は休止するまでの間に行う療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができること。

廃止又は休止の計画を定めているとは、おおむね1年程度の間に廃止又は休止する旨が具体的に計画されていることをいい、具体的な廃止時期・休止時期が定まっていないもの、廃止時期・休止時期が数年後のような場合には、計画を定めているものとはいえないこと。

届出に際しては、別添の届出様式第4号を参考に必要事項を届け出るほか、休・廃止に向けた計画の内容がわかる資料を添付すること。

ホ その他オンライン請求又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情があると認められるもの（附則第4条第5項第5号関係）

当該請求について、書面による請求を行うことができること。

届出に際しては、別添の届出様式第4号を参考に必要事項を届け出るほか、「困難な事情」の内容を明らかにする資料を添付すること。

「特に困難な事情」の範囲について、保険医療機関等において疑義が生じた場合には、審査支払機関を通じて厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に照会すること。

②例外的に認められる届出

保険医療機関等は、①のイ、ロ又はホに該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、療養の給付費等の請求日当日にこれらの届出を行うことができること。この場合にあつては、①の届出内容を確認できる資料については、事後において速やかに審査支払機関に提出するものであること（附則第4条第7項関係）。その際、以下の点に留意すること。

イ 提出する資料には「やむを得ない事情」を明らかにする資料を必ず含め、

その他必要に応じて参考資料を添付すること。

- ロ 「やむを得ない事情」に該当するか否かについて、保険医療機関等において疑問が生じた場合には、審査支払機関を通じて厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に照会すること。

(6)移行期限の延長

旧省令において平成22年4月診療分からオンライン請求に移行することとされている保険医療機関について、移行期限を延長したこと。(附則第4条第1項関係)

旧省令で平成22年4月診療分からオンライン請求に移行することとされていた保険医療機関の中にも、改正省令により定められた(1)から(4)の例外措置等の対象となるものが含まれると考えられ、このことを対象者に十分周知する必要があることから、旧省令において平成22年4月診療分からオンライン請求に移行することとされている保険医療機関(附則第4条第1項の表の3の項及び4の項の上欄に規定するレセプトコンピュータを使用している医科病院又は医科診療所)について、同年7月診療分からオンライン請求又は電子媒体による請求に移行することとしたこと。

(7)その他

その他(1)から(6)の改正に伴い、条項の移動等所要の改正を行ったこと。

- ① 旧省令の附則第6条(光ディスク等を用いた請求に係る規定)については、(1)に述べたとおり、第1条から第3条までの規定に統合したこと。
- ② 旧省令の附則第5条(書面による請求に係る規定)については、第7条とするとともに、同条第1項として、保険医療機関等が新たに書面による請求を開始する場合には、その旨を当該請求先となる審査支払機関にあらかじめ届け出なければならない旨の規定を置いたこと。(別添の届出様式第5号を参照のこと。第7条第1項関係)

2 具体的な移行期限の設定(480号告示の制定)

本年4月診療分からオンライン請求により診療報酬等を請求することとされていた保険医療機関等について、本年5月に請求省令を改正し、オンライン請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、オンライン請求への移行期限を猶予した(旧省令附則第4条第3項を新設した)ところであるが、今般、当該厚生労働大臣が定める日を平成21年11月30日と定めたこと。これにより、オンライン請求への移行期限を猶予されていた保険医療機関等は、本年12月診療分からオンライン請求又は電子媒体による請求をすることとなり、したがって移行期限が到来してから最初に行うオンライン請求又は電子媒体による請求の請求期限は平成22年1月10日となること。

3 改正省令の施行に伴う関係告示の形式的な改正（４８１号告示の制定）

改正省令の施行に伴い、４８１号告示により、関係告示について請求省令中の条項の移動に伴う所要の改正等を行ったこと。

- ① 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書（平成６年厚生省告示第３４５号）の改正

本告示は、診療報酬等の請求に際し症状詳記等の記載が求められる高額レセプトの範囲を定めるものであるが、その根拠となる請求省令の規定が改正省令の施行により、旧省令の附則第６条第３項の規定内容が第１条第３項へ、旧省令の附則第５条第１項の規定内容が第７条第２項へ移動したため、本告示の題名を改めるとともに、本則において所要の改正を行ったこと。

- ② 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成２０年厚生労働省告示第１２６号）の改正

本告示は、書面による請求を行う場合の様式を定めるものであるが、その根拠となる規定が改正省令の施行により、旧省令の附則第５条第２項の規定内容が第７条第３項へ移動したため、本告示の題名を改めるとともに、本則において所要の改正を行ったこと。

第３ 施行・適用日

改正省令については、平成２１年１１月２６日から施行すること。

４８０号告示及び４８１号告示については、いずれも平成２１年１１月２６日から適用すること。

第４ 留意事項

1 各種様式について

第２の１に掲げる届出に係る別添の各種様式については、それぞれの届出の必要事項を明らかにしたものであり、届出に際してはこれらの様式に掲げる事項は最低限、網羅する必要があること。

2 各種届出に対する審査支払機関における対応について

改正省令により新たに規定された審査支払機関への各種届出事項については、届出内容が請求省令の規定に合致するか否かを、当該届出を受けた審査支払機関において個別に確認作業を行うものであることから、届出期日には十分留意すること。特に第２の１の(5)の届出については、届出事由の発生後、早急に対応する必要があること。

保険医療機関等による届出が改正省令に定める要件を満たしていない場合は、

審査支払機関からその旨の通知がなされること。当該通知を受けた保険医療機関等については、その他の届出要件に該当する場合を除き、オンライン又は電子媒体により診療報酬等の請求を行うための体制の整備が必要となること。

3 照会

第2に掲げるもののほか、届出に係る改正省令の規定について疑義が生じた場合は、厚生労働省保険局保険システム高度化推進室に照会すること。

第5 関係通知の改正

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成20年12月25日付け保発第1225007号）の改正

本文及び別紙中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第一条第一項、附則第四条第一項本文及び同項の表中第一号並びに附則第六条第一項第二号の規定」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第一条第一項及び附則第四条第一項の表の一の項の規定」に改め、平成21年11月26日から適用すること。

請求省令附則第五条による免除届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第五条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

附則第五条

請求省令第五条第一項（※1）の規定の適用を受けようとする保険医療機関又は保険薬局であって、平成21年11月26日（請求省令の改正日）において書面による請求を行っているものは、次の期限（※2）までに届出書を届け出るものとする。

※1：レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を行うことができる。

※2：内科病院、内科診療所…平成22年3月31日まで、歯科病院、歯科診療所、薬局…平成22年12月31日まで

平成 年 月 日

住 所

（ 審 査 支 払 機 関 名 ） 御 中

開 設 者

氏 名

印

① 区分	(内科病院 ・ 内科診療所 ・ 歯科病院 ・ 歯科診療所 ・ 薬局)					
② 医療機関(薬局)コード					③ 電話番号	
④ 保険医療機関(薬局)名				⑤ 郵便番号		
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地						※ 受付印
⑦ 備 考						

【記入に当たっての説明】

ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当区分に○印を付けること。

イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。

請求省令第六条第二項又は第三項による免除（非該当）届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第六条第二項又は第六条第三項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

第六条第二項 《免除該当》

請求省令第六条第一項（※1）の規定により、届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局のうち次に該当（※2）する場合は、次の期限（※2）までに届け出るものとする。

- ※1：保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であって、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、次に掲げる区分の日において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のもの
- レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年4月1日、医科診療所…平成22年7月1日、歯科診療所…平成23年4月1日
 - レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成23年4月1日
- ※2：●レセプトコンピュータを使用している 薬局…平成21年12月10日、医科診療所…平成22年3月31日、歯科診療所…平成22年12月31日
- レセプトコンピュータを使用していない 診療所又は薬局…平成22年12月31日

第六条第三項 《免除非該当》

第六条第一項に該当していた保険医療機関である診療所又は保険薬局において、上記区分の日における年齢が65歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに従事することとなった場合

平成 年 月 日

住所

（審査支払機関名） 御中

開設者

氏名

印

① 該当内容・区分	免除（ 該当 ・ 非 該当 ）			（ 医科診療所 ・ 歯科診療所 ・ 薬局 ）		
② 医療機関（薬局）コード				③ 電話番号		
④ 保険医療機関（薬局）名				⑤ 郵便番号		
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地						
⑦ 免除に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日（全員分記載） ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること	常勤人数	大・昭	年	月	日	※ 受付印
		大・昭	年	月	日	
		大・昭	年	月	日	
⑧ ⑦欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、 地方厚生（支）局に確認を行うことについての同意		同意（ する ・ しない ）				
⑨ 備考						

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当内容及びの該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴医療機関（薬局）で従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員分の生年月日を記入すること。
- エ. ⑧欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するか否か該当するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかったり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求められることとなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・免除に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

- ア. ⑦欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）
- イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）
※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑧欄に必ず同意をしてください。
（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象とならない可能性がありますので、留意願います。）

請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第七条第一項に基づき下記のとおり届け出ます。

第七条第一項

保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

次のいずれかに該当する保険医療機関又は保険薬局が対象。

- ・レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関又は保険薬局であって、書面による請求方法を平成21年11月26日（請求省令改正の施行日）後に新たに開始しようとする場合（請求省令第五条第一項該当）
- ・保険医療機関である診療所又は保険薬局において、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が満65歳以上のものであり、レセプトコンピュータを使用して書面による請求を新たに開始しようとする場合（請求省令第六条第一項該当）

平成 年 月 日

住 所

（ 審 査 支 払 機 関 名 ） 御 中 開 設 者

氏 名

印

① 該当条 ・ 区分	(五 条 ・ 六 条) 要 件 該 当		医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局	
② 医療機関(薬局)コード			③ 電話番号	
④ 保険医療機関(薬局)名			⑤ 郵便番号	
⑥ 保険医療機関(薬局)所在地				※ 受付印
⑦ 書面による請求開始予定年月			平成 年 月 日 予 定	
⑧ 六条要件に該当する診療所又は保険薬局の常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日(全員分記載) ※欄が足りない場合は、備考欄に記載すること		常勤人数	大・昭 年 月 日	
			大・昭 年 月 日	
			大・昭 年 月 日	
⑨ ⑧欄の確認にあたって、添付書類のみで確認できなかった場合は、 地方厚生(支)局に確認を行うことについての同意			同意 (する ・ しない)	
⑩ 備 考				

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の該当する要件及び該当区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、書面による請求を開始する請求予定年月を記入すること。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）で従事する常勤の保険医又は保険薬剤師全員分の生年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、地方厚生（支）局に確認を行うことに同意するか否か該当するものに○印を付けること。
なお、同意「しない」に○を付けられる際には、記入内容を確認できなかったり、書類不備があった場合に届出書の再提出や添付書類の追加提出などを求められることとなりますので、ご承知願います。
（届出書の確認事務の効率化のため、なるべく同意いただきますようお願いいたします。）

【添付書類の説明】

- ・ 六条要件に該当する診療所又は保険薬局は下記ア、イの書類を必ず添付すること。
- ・ なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

- ア. ⑧欄に記入する生年月日を確認できる書類（医師（薬剤師）免許証の写し等）
- イ. 貴医療機関（薬局）における常勤医師（薬剤師）の構成が確認できる書類（届出書に記入されている常勤医師（薬剤師）について地方厚生（支）局に届け出ている保険医療機関・保険薬局指定申請書の写し等）
※保険医療機関・保険薬局指定申請書などの確認できる書類を添付できない場合は、添付できない理由書を必ず添付し、⑨欄に必ず同意をしてください。
（常勤医師（薬剤師）の構成を確認できない場合、免除の対象とならない可能性がありますので、留意願います。）

請求省令附則第四条第二項による猶予届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第二項の規定（※）に基づき、附則第四条第二項の表中第一号又は第二号に掲げる保険医療機関・保険薬局に該当するため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第二項

次の①に該当する病院若しくは診療所又は薬局において、②の日の3か月前の日までに、③又は④に該当する旨を審査支払機関に届け出たものは、⑤の日までの間は、書面による請求を行うことができる。

①レセプトコンピュータを使用している病院若しくは診療所又は薬局（電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有しない病院若しくは診療所又は薬局に限り、かつ薬局にあっては、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数が1,200件以下に限る）

② ●薬局は平成21年3月31日、●病院・診療所（歯科に係るものを除く）は平成22年6月30日、●病院・診療所（歯科に係るものに限る）は平成23年3月31日

③附則第四条第二項表中第一号

自ら購入したレセプトコンピュータ（平成21年11月25日以前に購入）であり、購入した日から5年（保守管理契約（平成21年11月26日以降に延長されたものも含む。）を締結している場合はその契約の終了日）を経過した日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

④附則第四条第二項表中第二号

レセプトコンピュータをリース契約（平成21年11月25日以前に締結したもの。同年11月26日以降に延長したものも含む。）したものであり、当該リース契約の終了の日が電子媒体又はオンライン請求への移行期限（*）以降である場合

⑤猶予期間

●購入した日（又はリース契約終了の日）の属する月の末日又は平成27年3月31日（薬局の場合は平成23年3月31日）のいずれか早い日

* 薬局は平成21年4月1日以降、●病院又は診療所（医科に限る）は平成22年7月1日以降、●病院又は診療所（歯科に限る）は平成23年4月1日以降

平成 年 月 日

（審査支払機関名） 御中

住所
開設者
氏名

印

① レセコン契約・区分	(購 入 ・ リ ー ス) 契 約		(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)	
② 医療機関（薬局）コード		③ 電話番号		
④ 保険医療機関（薬局）名		⑤ 郵便番号		
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				
⑦ 保険薬局の場合、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における請求件数	件	(支払基金分 件)	※ 受付印	
		(国保連合会分 件)		
⑧ レセコンを購入契約している場合、 購入年月日及び保守管理契約終了年月日	(購 入 年 月 日)	平成 年 月 日		
	(保守管理契約終了年月日)	平成 年 月 日		
⑨ レセコンをリース契約している場合、 レセコンのリース期間の始期及び終期	平成 年 月 日	～ 年 月 日		
⑩ レセコンのソフトメーカー名及びプログラム名称	(メーカー名)	(プログラム名称)		
⑪ 備 考				

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）のレセコンの契約形態及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、貴薬局における当該期間の請求件数を記入すること。
また、当該件数の内訳（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に提出した件数）も記入。
- エ. ⑧欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンを購入した年月日及びそのレセコンの保守管理が終了する年月日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、貴医療機関（薬局）において現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期の年月日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、ソフトメーカー名はレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入し、プログラム名称はレセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入すること。

【添付書類の説明】

- ・レセコンを購入契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のア及びウの書類を必ず添付すること。
- ・レセコンをリース契約している保険医療機関又は保険薬局は、下記のイ及びウの書類を必ず添付すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

- ア. 現在使用しているレセコンの購入年月日及び保守管理終了年月日を確認できる書類
- イ. 現在使用しているレセコンのリース期間の始期及び終期を確認できる書類
- ウ. 現在使用しているレセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を確認できる書類

【留意事項】

本届出書提出後、リース契約又は保守管理契約の延長を行った場合は、再度届出が必要となりますので、忘れずに届出していただきますよう、よろしくお願いします。

請求省令附則第四条第五項による猶予届出書

本医療機関（薬局）は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」附則第四条第五項の規定（※）に基づき、附則第四条第五項第一号から第五号のいずれかに該当する保険医療機関・保険薬局であるため、下記のとおり届け出ます。

※ 附則第四条第五項

保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

- 附則第四条第五項第一号（一号該当）
電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局であって、当該障害が生じている間、電子情報処理組織の使用による請求ができないもの
- 附則第四条第五項第二号（二号該当）
レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、完了するまでの間、光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第三号（三号該当）
改築のための工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局であって、当該施設において診療又は調剤を行っている間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第四号（四号該当）
廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局であって、廃止又は休止までの間、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求ができないもの
- 附則第四条第五項第五号（五号該当）
その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局

平成 年 月 日

（審査支払機関名） 御中

住所
開設者
氏名

印

① 該当号・区分	(一 号・二 号・三 号・四 号・五 号) 該 当		(医科病院・医科診療所・歯科病院・歯科診療所・薬局)	
② 医療機関（薬局）コード			③ 電話番号	
④ 保険医療機関（薬局）名			⑤ 郵便番号	
⑥ 保険医療機関（薬局）所在地				
⑦ 一号に該当する場合、回線機能障害理由				※ 受付印
⑧ 二号に該当する場合、レセプトコンピュータの販売又はリースの事業者及び電気通信事業者との契約日及び作業完了予定日	事業者との契約日	平成	年	月 日
	作業完了予定日	平成	年	月 日
⑨ 三号に該当する場合、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日	工事又は臨時施設開始日	平成	年	月 日
	工事又は臨時施設終了予定日	平成	年	月 日
⑩ 四号に該当する場合、廃止又は休止予定日	廃止又は休止予定日	平成	年	月 日
⑪ 五号に該当する場合、特に困難な事情の内容				
⑫ 備 考				

【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の附則第四条第五項第一号から第五号のいずれか該当する号及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑥欄は、保険医療機関届・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、電気通信回線設備の機能障害により電子情報処理組織の使用による請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届出するまでに判明できない場合は、その旨を記入し、後日理由を提出すること。
- エ. ⑧欄は、当該事業者との契約日及び作業完了予定日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、廃止又は休止計画をしている予定日を記入すること。
- キ. ⑪欄は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが困難である内容を記入すること。ただし、恣意的な理由による内容は認められないので、注意すること。

【添付書類の説明】

- ・それぞれ該当する書類を必ず添付すること。
- ・ただし、下記ア、イ、オについて、当該届出書と同時に書類を添付できないやむを得ない事情がある場合は、その旨を記入し、後日提出すること。
- ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。

ア. 一号に該当する場合、⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書

イ. 二号に該当する場合、事業者との契約書の写しなど契約期間を証明できる書類

ウ. 三号に該当する場合、改築などの工事の場合はその業者との契約書の写し、臨時施設利用の場合はその施設利用の契約書の写しなど、これらを証明できる書類

エ. 四号に該当する場合、廃止又は休止年月日を確認できる保険医療機関（保険薬局）廃止・休止・再開届の写しなど証明できる書類

オ. 五号に該当する場合、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類

レセプトオンライン請求に関する省令改正等について

先月、パブリックコメントを実施したレセプトオンライン請求に関する省令改正等について、いただいたご意見も踏まえて検討を行った結果、下記のとおり原案の見直しを行い、11月25日、改正省令・告示が制定されました。

パブリックコメントの実施状況及び原案からの主な修正点は以下のとおりです。

1. パブリックコメントの状況

- 意見募集期間 10月10日(土)～23日(金)
 - 意見総数 2,220件 (うち医療機関によるものが1,497件)
 - 主な意見 (複数回答)
 - (1)レセプトオンライン化全般に関する意見 (2,769件)
 - ・医療機関の自主性に委ねるべき、義務化撤回など 1,006件
 - ・セキュリティ面に不安がある 968件
 - ・本業である診察に支障を来す 140件
 - ・経済的負担が大きい、費用対効果が低い 139件
 - (2)省令案の内容に関する具体的な意見 (217件)
 - ・手書き請求は件数に関係なく免除すべきなど 86件
- ※手書き＝レセプトコンピュータを使用せずに書面による行う請求のこと。

2. 原案からの主な修正点

(1)原則となる請求方法について、オンライン請求のほか、電子媒体による請求も可能とする。

<理由>

パブリックコメントにおいて、請求方法がオンライン請求に限定されることについて多くのご意見をいただいたこと。また、電子媒体による請求であっても、医療保険事務の効率化、医療サービスの質の向上等の政策目標は達成可能であるため。

(2)手書きでレセプトを作成している医療機関については、レセプト件数に関わらず、引き続き紙レセプトでの請求を可能とする。(電子レセプトへの対応は努力義務)

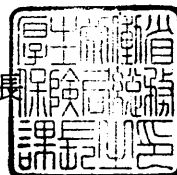
<理由>

パブリックコメントにおいて、手書きの医療機関はすべて引き続き紙レセプトを認めるべき、件数基準を引き上げるべき等のご意見をいただいたこと。また、レセプトコンピュータを使用していない医療機関の多くは、今後も継続的に費用対効果が見合わないと考えられるため。

保総発 1 1 1 2 第 2 号
平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



レセプトコンピュータの購入等に係る補助事業の実施等について

標記については、平成 2 1 年度補正予算において、保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）におけるレセプトコンピュータの購入等に係る費用の補助制度を設けたところですが、当該補助制度に係る交付要綱及び実施要領を別添 1 及び別添 2 のとおり作成し、社会保険診療報酬支払基金理事長あて発出したところです。

また、当該補助制度の活用に当たり、レセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）等を購入する保険医療機関等に過度な負担が生じることのないよう、レセコン等の製造業者、販売業者においてレセコンの販売等に際し適切な対応を図っていただく必要があることから、これらの業者を会員とする保険医療福祉情報システム工業会に対して、別添 3（「レセプトコンピュータ販売に関する要請について」平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日付保総発 1 1 1 2 第 1 号。）のとおりに要請を行ったところです。

つきましては、当該補助制度が十分に活用され、レセプトの電子化・オンライン化が円滑に進むよう、貴会会員への周知方、よろしくお取り計らい願います。

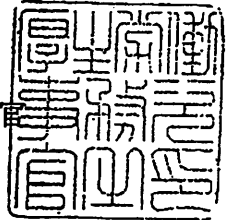


厚生労働省発保1028第1号

平成21年10月28日

社会保険診療報酬支払基金 理事長 殿

厚生労働事務次官



平成21年度医療施設等設備整備費（レセプトオンライン化
設備整備事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成21年度医療施設等設備整備費補助
金（レセプトオンライン化設備整備事業）交付要綱」により行うこととされ、平成21
年5月29日から適用することとされたので通知する。

別 紙

平成21年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化 設備整備事業）交付要綱

（通 則）

- 1 医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号（以下「適正化法施行令」という。））及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省
労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が行う、保険医療機関及び保険薬局において電子レセプトを作成するために準備する設備整備等に係る費用に対する助成事業に対し補助を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、基金が行う次に掲げる事業（以下「事業」という。）に要する経費を交付の対象とする。

（1）レセコン購入助成事業

保険医療機関及び保険薬局が行う、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入又は買い換えに対し、基金が平成21年10月28日保発1028第1号厚生労働省保険局長通知の別添「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」（以下「実施要領」という。）により行う助成事業。

（2）ソフトウェア導入等助成事業

保険医療機関が行う、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入、既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定に対し、基金が実施要領により行う助成事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と、基金が助成した額の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額を交付額とする。

1. 区分	2. 種目	3. 基準額	4. 対象経費
医療施設等設備整備費	レセコン購入助成事業費	53,949,940千円	レセコン購入助成事業の対象となる備品購入費、初期設定費
	ソフトウェア導入等助成事業費	3,997,320千円	ソフトウェア導入等助成事業の対象となる備品購入費、初期設定費

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更(10%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 基金は、国から概算払によりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた助成金に相当する額を、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。
- (8) 基金が補助金を財源の全部又は一部として、保険医療機関及び保険薬局に助成金を交付する場合は、次に定める条件を付さなければならない。
 - ① 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
 - ② 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
 - ③ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
 - ④ 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - ⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - ⑥ 基金の承認を受けて⑤に定めた財産を処分することにより収入があった場合

には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。

⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

⑧ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

⑨ ①から⑧までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

(9) (8) の条件に基づき基金が承認し、又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(10) 基金は、厚生労働大臣の承認を受けて(8)の⑤に定めた財産を処分することにより保険医療機関及び保険薬局から収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

(11) この補助金に係る補助金の交付と他の法律又は予算制度に基づく国の負担若しくは補助金を重複して受けてはならない。

(12) 基金においては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(13) 基金は、(8)の⑨により保険医療機関及び保険薬局から返納があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に返還させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を平成21年10月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、6に定める申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 8 国は、原則として支払うべき額を確定した後、基金が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、国は、基金から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、基金が、概算払による支払を要望する場合は、国は、基金の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、事業完了後別紙様式第2による事業実績報告書に係書類を添えて、平成22年4月9日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、6及び9に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第 1

発翰番号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 (氏 名) 殿

社会保険診療報酬支払基金

理事長 (氏 名) 印

平成 21 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化
設備整備事業）の交付申請について

標記について、次のとおり国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 _____ 円
- 2 平成 21 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額調書（別紙 1）
- 3 平成 21 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額内訳（別紙 2）
- 4 添付書類
 - ・社会保険診療報酬支払基金が作成した助成金交付要領
 - ・平成 21 年度収入支出予算書（又は見込書）の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

別紙様式第2

発翰番号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 (氏 名) 殿

社会保険診療報酬支払基金

理事長 (氏 名) 印

平成21年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化
設備整備事業）の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 _____ 円
- 2 平成21年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化
設備整備事業）所要額精算調書（別紙1）
- 3 平成21年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化
設備整備事業）所要額精算内訳（別紙2）
- 4 添付書類
 - ・平成21年度収入支出決算（見込）書の抄本
 - ・その他参考となるべき資料

別紙様式第3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

社会保険診療報酬支払基金 印

平成21年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成21年度医療施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別紙 1

平成 2 1 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額調書

(単位：円)

区 分	種 目	総事業費 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 C(A-B)	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	基金が助成し た額の合計額 F	補助基本額 G	補助金 所要額 H
医療施設等 設備整備費	レセコン購入助成 事業費								
	ソフトウェア導入等 助成事業費								
計									

(注 1) 「補助基本額 G」欄には、「差引額 C」欄と「対象経費の支出予定額 D」欄と「基準額 E」欄を比較して、最も少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額と、「基金が助成した額の合計額 F」とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注 2) 「補助金所要額 H」欄には、「補助基本額 G」欄において千円未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額を記入すること。

別紙 2

平成 2 1 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額内訳

区分	種目	対象機関数	対象経費の支出予定額	基金の助成予定額
医療施設等 設備整備費	レセコン購入助成事業費		円	円
	ソフトウェア導入等 助成事業費		円	円
計			円	円

別紙 1

平成 21 年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額精算調書

(単位：円)

区 分	種目	総事業費 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 C (A-B)	対象経費の 実支出額 D	基準額 E	基金が助成 した額の 合計額 F	補助基本額 G	補助金 所要額 H	補助金交付 決定額 I	補助金 受入額 J	補助金 過不足額 K (J-H)
医療施設等 設備整備費	レセコン購入 助成事業費											
	ソフトウェア 導入等助成 事業費											
計												

(注1) 「補助基本額G」欄には、「差引額C」欄、「対象経費の実支出額D」欄及び「基準額E」欄の額を比較して、最も少ない額に2分の1を乗じて得た額と、「基金が助成した額の合計額F」とを比較して少ない方の額を記入すること。を記入すること。

(注2) 「補助金所要額H」欄には、「補助基本額G」欄において千円未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額を記入すること。

別紙2

平成21年度医療施設等設備整備費補助金（レセプトオンライン化設備整備事業）所要額精算内訳

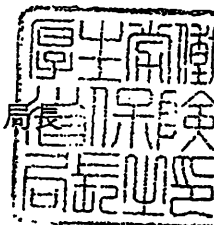
区分	種目	対象者数	対象経費の実支出額	基金の助成実績額
医療施設等 設備整備費	レセコン購入助成事業費		円	円
	ソフトウェア導入助成事業費		円	円
計			円	円

保 発 1 0 2 8 第 1 号

平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局長



平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について

標記については、平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日厚生労働省発保 1 0 2 8 第 1 号により厚生労働事務次官から貴職あて平成 2 1 年度医療施設等設備整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。))が示されたところであるが、本事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の推進にご配意願いたい。

なお、別添のとおり「平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領(以下「実施要領」という。))を示すので、当該実施要領に基づき実施願いたい。

記

助成の対象となる範囲については、次のとおりとすること。

(1) レセコン購入助成事業

- ア レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)購入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認めないこと。
- イ 既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っている場合を除き、自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合は、認めないこと。
- ウ 本実施要領に規定されている設備整備以外の設備整備事業は該当しないこと。

エ レセコン購入助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとする。ただし、月々のサポート経費等は助成対象としない。

① レセコン購入（既にレセ電対応済みの医科診療所及び保険薬局についてはレセコンの買い換え）

② ①に伴う初期設定及び送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、レセコン購入事業の契約を行ったものであること。

カ レセコン購入助成事業の申請については、一度のみとする。

キ 既対応の医科診療所及び保険薬局については、レセコンの買い換えを対象とし、増設の申請は認められない。また、申請に当たっては、既存のレセコンの処分に係る証明書を必ず添付すること。

（2）ソフトウェア導入等助成事業

ア ソフトウェア導入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認めないこと。

イ 自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合は、認めないこと。

ウ この助成金による、本実施要領に規定されているソフトウェア導入等以外の事業は該当しないこと。

エ ソフトウェア導入等助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとする。ただし、月々のサポート経費等は助成対象としない。

① 電子レセプト作成するために必要なソフトウェア導入及びそれに伴う初期設定

② 既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更、傷病名コード整理等のソフトウェアの導入を伴わない諸設定

③ ①、②に伴う送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、ソフトウェア導入事業の契約を行ったものであること。

カ ソフトウェア導入等助成事業の申請については、一度のみとする。

別 添

平成 21 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

第 1 目的

本実施要領は、医療施設等設備整備費助成事業の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

第 2 医療施設等設備整備費助成事業

本実施要領における医療施設等設備整備費助成事業とは、保険医療機関及び保険薬局（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令上、義務化期限が到来していないこと等により、レセプト提出の形式がオンラインによる方法に限定されない保険医療機関及び保険薬局を含む。）が電子レセプトを作成するために準備する設備整備に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が行う助成事業であり、医療施設等設備整備費助成事業の対象となる事業（以下「事業」という。）については、以下に示すとおりである。

第 3 助成の対象となる事業

1 対象事業

- (1) レセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）が未対応である保険医療機関及び保険薬局において、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入、レセ電が対応済である医科診療所及び保険薬局のレセコンの買い換え（増設等買い換え以外は認められない）に係る事業（以下「レセコン購入助成事業」という。）
- (2) 保険医療機関において、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入又は既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更若しくは傷病名コード整理等の諸設定（以下「ソフトウェア導入等」という。）に係る事業（以下「ソフ

トウェア導入等助成事業」という。)

第4 助成額の算定方法

1 事業に係る助成単価の上限額及び助成割合

この助成金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1、2の1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

①レセコン購入助成事業

《別表1》

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病院	2,500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
調剤薬局	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

②ソフトウェア導入等助成事業

《別表2》

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
-------	--------	---------

病院	500千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	400千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	400千円	ソフトウェア導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

第5 交付の条件

基金が事業に対して国からの補助金を財源の全部又は一部として、助成金を交付する場合には、事業を実施する者に対して、次の条件を付さなければならない。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 基金の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(9) 基金は、国から概算払いによりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関及び保険薬局から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。

(10) (1) から (8) までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

第6 申請手続き

この助成金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) レセ電未対応の保険医療機関及び保険薬局は、レセコン購入に係る助成申請又はソフトウェア導入等に係る助成申請（保険薬局を除く）の場合は、別紙様式第1-1による申請書を基金の理事長が別に定める日までに基金に提出して行うものとする。

(2) レセ電対応済み医科診療所及び保険薬局は、レセコン買い換えに係る助成申請の場合は、別紙様式第1-2による申請書を基金の理事長が別に定める日までに基金に提出して行うものとする。

第7 交付の決定及び通知

この助成金の交付の決定及び通知は、次により行うものとする。

1 基金は、レセコン購入又は買い換えに係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-1により助成金の交付の決定を通知するものとする。

2 基金は、ソフトウェア導入等に係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及

び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-2により助成金の交付の決定を通知するものとする。

第8 申請の取下げ

- 1 この助成金の申請の取下げは、次により行うものとする。
 - (1) レセコン購入又は買い換えの助成金の交付の申請をした保険医療機関及び保険薬局は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-1により申請の取下げができるものとする。
 - (2) ソフトウェア導入等の助成金の交付の申請をした保険医療機関は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-2により申請の取下げができるものとする。
- 2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

第9 決定の取消し

- 1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 基金は、保険医療機関及び保険薬局が基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 5. 0 % の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 1 の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関及び保険薬局の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 備え付け帳簿等

基金は、補助金台帳を備え、保険医療機関及び保険薬局ごとに交付した助成金の額、交付期日、その他必要な事項を記載するものとする。

未対応用

受理番号

発翰番号

平成 年 月 日

本人控

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名 ㊤
 電話番号

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

* Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ ソフトウェア導入等事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

* Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

- * 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
 * 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めことになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用（ソフトウェア等費用）や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 * 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者) ㊤

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑨ ☐ 振込口座を別に指定する。

注：診療（調剤）報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名 印
 電話番号

提出用(入力)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 *オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ ソフトウェア導入等事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑥ ☐ 交付決定情報助成額 (④のDの額) ,000 (⑤のDの額) ,000査定額 ,000 ☐ 1:総事業費集計誤り ☐ 2:助成金申請額誤り☐ 3:その他(理由:)⑦ ☐ 不交付決定情報☐ 1:交付予定額終了 ☐ 2:補助対象期間外 ☐ 3:補助対象物外
(理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑨ ☐ 振込口座を別に指定する。

受理番号

未対応用

発給番号

平成 年 月 日

提出用(審査)

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名 印
 電話番号

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 *オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

④ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

⑤ ☐ ソフトウェア導入等事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ① 円初期設定費用 ② 円送信用パソコン費用 ③ 円総事業費計 A 円

*①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B 円対象経費率支出額 C (A-B) 円比較額 D ,000 円

*Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E 円選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額

- *助成を受けるには、契約書、納品書、領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
 *申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めことになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用(ソフトウェア等費用)や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 *今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者) 印

【助成金振込口座登録】

⑧ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑨ ☐ 振込口座を別に指定する。

注：診療(調剤)報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

未対応用

裏面

提出用
(審査)

契
約
書

糊 付 け 位 置

納
品
書

糊 付 け 位 置

領
収
書

糊 付 け 位 置

そ
の
他

糊 付 け 位 置

医療機関等において、オンライン届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届の（写）を
保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が
証明した写でも差し支えありません。

受理番号

平成 年 月 日
第 号

社会保険診療報酬支払基金あて

都道府県番号
点数表コード
医療機関コード
所在地
申請者名
電話番号

印

平成21年度 医療施設等設備整備助成金振込口座登録票

標記助成金の振込口座については、診療（調剤）報酬の振込口座とは別に指定することとし、次の振込口座を指定します。

金融機関名										
	銀行・組合 金庫・農協									
支店名										
	支店									
科 目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号						
受取人 (口座名義人)										

作成要領

- 「都道府県番号」は、下表の「都道府県番号」に基づき記載してください。
- 「点数表コード」は、下表の「点数表コード」に基づき記載してください。
- 「金融機関名」ほか振込口座に関係する事項は、記載誤りがないよう確実に記載してください。
- 「科目」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「口座番号」の欄は、右詰めで記入し、口座番号が6桁以下の場合は、空欄に「0」と記入してください。
- 「受取人(口座名義)」の欄は、法人名が含まれる場合、フリガナも併せて記入してください。
- 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。(30字以内となり、濁点・半濁点もそれぞれ1字分となります。)

【都道府県番号】

01 北海道	11 埼玉	21 岐阜	31 鳥取	41 佐賀
02 青森	12 千葉	22 静岡	32 島根	42 長崎
03 岩手	13 東京	23 愛知	33 岡山	43 熊本
04 宮城	14 神奈川	24 三重	34 広島	44 大分
05 秋田	15 新潟	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
06 山形	16 富山	26 京都	36 徳島	46 鹿児島
07 福島	17 石川	27 大阪	37 香川	47 沖縄
08 茨城	18 福井	28 兵庫	38 愛媛	
09 栃木	19 山梨	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 長野	30 和歌山	40 福岡	

【点数表コード】

1	医	科
3	歯	科
4	調	剤

既対応用

受理番号

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

本人控

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。

* オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。

- ④ ☐ 買換のための購入（前回購入年月：□□年□□月）。 ⑤ ☐ 増設のための購入。

- ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況：□処分済み（処分方法：

）、□未処分。

※処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。

【助成申請の計算内訳等】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【医科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ①

初期設定費用 ②

送信用パソコン費用 ③

総事業費計 A

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B

対象経費率支出額 C (A-B)

比較額 D ,000 円

* Cの額×1/2(千円未満切捨て)

基準額 E ××××××× 円

選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

* 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。

これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

* 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。

特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。

* 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者) ㊞

【助成金振込口座登録】

⑪ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑫ ☐ 振込口座を別に指定する。

注：5枚目の「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金口座登録票」に必要事項を記載の上、提出してください。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号 点数表コード
 医療機関コード
 所在地
 申請者名
 電話番号

提出用(入力)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ④ ☐ 買換のための購入(前回購入年月: □□年□□月)。 ⑤ ☐ 増設のための購入。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況: ☐ 処分済み(処分方法:)、☐ 未処分。
 ※ 処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。
 【助成申請の計算内訳】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【医科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 * ①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費率支出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 * Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ×××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

⑧ ☐ 交付決定情報

助成額 (⑦のDの額)

 ,000

査定額

 ,000☐ 1: 総事業費集計誤り ☐ 2: 助成金申請額誤り☐ 3: その他(理由:)⑨ ☐ 不交付決定情報☐ 1: 交付予定額終了 ☐ 2: 補助対象期間外 ☐ 3: 補助対象物外

(理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

⑩ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。⑪ ☐ 振込口座を別に指定する。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

平成 年 月 日

都道府県番号 点数表コード

医療機関コード

所在地

申請者名

電話番号

提出用
(審査)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。
 ③ ☐ オンライン開始届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届を平成□□年□□月に提出した。
 * オンライン届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ④ ☐ 買換のための購入(前回購入年月: □□年□□月)。 ⑤ ☐ 増設のための購入。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況: ☐ 処分済み(処分方法:)、☐ 未処分。
 ※ 処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。
 【助成申請の計算内訳等】

⑦ ☐ レセコン購入事業助成金交付申請
 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)
 【医科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 * ①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費率支出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 * Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

* 助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。

これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

- * 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
 * 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日 (申請者)

㊞

【助成金振込口座登録】

⑩ ☐ 診療【調剤】報酬の振込口座を利用する。

⑪ ☐ 振込口座を別に指定する。

注: 5枚目の「平成21年度 医療施設等設備整備助成金口座登録票」に必要事項を記載の上、提出してください。

既対応用

提出用
(審査)

契
約
書

糊 付 け 位 置

納
品
書

糊 付 け 位 置

領
収
書

糊 付 け 位 置

処
分
証
明
書

糊 付 け 位 置

医療機関等において、オンライン届又は代行送信の届若しくはレセ電開始届の（写）を
保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が
証明した写でも差し支えありません。

受理番号

第 号
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金あて

都道府県番号
点数表コード
医療機関コード
所在地
申請者名
電話番号

㊦

平成21年度 医療施設等設備整備助成金振込口座登録票

標記助成金の振込口座については、診療（調剤）報酬の振込口座とは別に指定することとし、次の振込口座を指定します。

金融機関名										
	銀行・組合 金庫・農協									
支店名										
	支店									
科 目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号						
受取人 (口座名義人)										

作成要領

- 1 「都道府県番号」は、下表の「都道府県番号」に基づき記載してください。
- 2 「点数表コード」は、下表の「点数表コード」に基づき記載してください。
- 3 「金融機関名」ほか振込口座に関係する事項は、記載誤りがないよう確実に記載してください。
- 4 「科目」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 5 「口座番号」の欄は、右詰めで記入し、口座番号が6桁以下の場合は、空欄に「0」と記入してください。
- 6 「受取人(口座名義)」の欄は、法人名が含まれる場合、フリガナも併せて記入してください。
- 7 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。(30 字以内となり、濁点・半濁点もそれぞれ1字分となります。)

【都道府県番号】

01 北海道	11 埼玉	21 岐阜	31 鳥取	41 佐賀
02 青森	12 千葉	22 静岡	32 島根	42 長崎
03 岩手	13 東京	23 愛知	33 岡山	43 熊本
04 宮城	14 神奈川	24 三重	34 広島	44 大分
05 秋田	15 新潟	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
06 山形	16 富山	26 京都	36 徳島	46 鹿児島
07 福島	17 石川	27 大阪	37 香川	47 沖縄
08 茨城	18 福井	28 兵庫	38 愛媛	
09 栃木	19 山梨	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 長野	30 和歌山	40 福岡	

【点数表コード】

1	医	科
3	歯	科
4	調	剤

別紙様式第2-1

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名
(開設者)

殿

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成21年度レセコン購入助成事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成21年レセコン購入助成事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に定める助成金の算定方法により行うものである。
- 3 この助成金は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に掲げる事項を条件として交付するものである。

別紙様式第2-2

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名
(開設者)

殿

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成21年度ソフトウェア導入等助成事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成21年ソフトウェア
導入等助成事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、
通知する。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇
に定める助成金の算定方法により行うものである。
- 3 この助成金は、〇〇〇〇（←基金より発出する交付要綱）の〇に掲げる事
項を条件として交付するものである。

別紙様式第3-1

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成21年度レセコン購入助成事業助成金の交付申請の取下げについて

平成21年度レセコン購入助成事業助成金については、平成 年 月 日付
第 号で交付決定を受けたところでありますが、次の理由により交付申請の
取下げを願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

3 添付書類

平成21年度レセコン購入助成事業助成金交付決定通知書

別紙様式第 3 - 2

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成 21 年度ソフトウェア導入等助成事業助成金の交付申請の取下げについて

平成 21 年度ソフトウェア導入等助成事業助成金については、平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けたところではありますが、次の理由により交付申請の取下げを願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

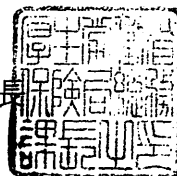
3 添付書類

平成 21 年度ソフトウェア導入等助成事業助成金交付決定通知書

保総発 1 1 1 2 第 1 号
平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



レセプトコンピュータ販売に関する要請について

厚生労働省においては、レセプトの電子化を推進するため、平成 21 年度補正予算において、保険医療機関等におけるレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入等に係る費用の補助制度を設けたところであります（参考）。

つきましては、保険医療機関等において補助制度が十分に活用され、レセプトの電子化・オンライン化が円滑に進むよう、下記事項について貴会会員に対し要請いたしますので、会員への周知方、よろしくお取り計らい願います。

記

1. レセプトの電子化期限等の周知について

レセコンの販売、リース（以下「販売等」という。）に関する営業活動を行うに際しては、保険医療機関等に対し、以下の事項を十分説明していただきたいこと。

- ・ 当該保険医療機関等におけるレセプトの電子化への対応期限
- ・ 当該期限以降は、原則として電子媒体又はオンラインによる請求でなければ診療（調剤）報酬が支払われないが、これらによる請求が特に困難と認められる場合は、あらかじめ審査支払機関に届け出ることで、書面による請求が可能となり、診療（調剤）報酬が支払われる仕組みとすることとしていること

2. レセコンの機能について

（1）レセコンに求められる機能について

今後、保険医療機関等に対してレセコンの販売等を行うに当たっては、原則として電子レセプトを作成する機能を有するレセコンを販売等していただきたいこと。

電子レセプトを作成する機能を有しないレセコンを販売等する場合には、保険医療機関等に対し、上記 1. に記載した事項に加え、次の事項についても必ず説明し、理解を得て契約していただきたいこと。

- ・ 期限までにレセコンの買い換え等の対応が再度必要になる旨
- ・ 買い換え等の対応に必要な費用の見込み

(2) レセコンの品揃えについて

今後、小規模な保険医療機関等においても、レセプトの電子化を推進していく必要がある。このため、機能を電子レセプト作成に必要な範囲に絞ったレセコンを含め、保険医療機関等のニーズに幅広く応えられるよう、レセコンの品揃えの多様化を図っていただきたいこと。

小規模な保険医療機関等に過剰な負担が生じることなく、補助制度が十分に活用されるよう、以下の点を踏まえてレセコンの説明を行っていただきたいこと。

- ・ 機能を電子レセプト作成に必要な範囲に絞ったレセコンを販売している場合は、当該レセコンを選択肢に加えて紹介すること
- ・ 電子レセプトを作成できる機能に加え、付加機能を有するレセコンを販売する場合には、電子レセプトを作成するための機能とそれ以外の付加機能についてその内容を丁寧に説明するとともに、また、それぞれの機能に関する費用の概算を示すこと
- ・ レセコンによっては、補助上限額の範囲内で購入することが可能な商品もあること

3. レセコンの契約方法について

補助制度においては、①レセコン購入（買い換え）、初期設定及び送信用パソコンの購入、又は②ソフトウェア導入、初期設定（既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。）及び送信用パソコンの購入のいずれかを対象としており、リース契約は補助額が極めて少額となること等から補助の対象とはしていない。

このため、保険医療機関等において、補助制度の活用が十分図られるよう、次の事項について検討していただきたいこと。

- ・ 補助制度の対象となるレセコン等については、リース契約ではなく売買契約により購入することを可能とすること
- ・ 電子レセプトを作成できる機能に加え、それ以外の付加機能を有するレセコンを販売等する場合には、例えば①補助制度の対象となるレセコン等を売買契約に、②それ以外の付加機能部分をリース契約にするなど、保険医療機関等の負担を軽減する対応をとること
- ・ 補助制度の対象となるレセコンについても、売買契約による初期費用と保守管理契約による費用の配分を工夫し、初期費用部分を補助単価上限額の範囲内とするなど保険医療機関等の負担を軽減する対応をとること

4. レセコンの納入等について

(1) 納入時期の明示等について

レセコンの販売等の契約に際しては、保険医療機関等に対し、必要な作業が完了し、電

子媒体又はオンラインによる請求が可能となる見込み時期を明示していただきたいこと。

また、その作業に遅れが生じ、当該医療機関等の対応期限を徒過するおそれが生じたときは、速やかにその旨を告知するとともに、契約業者の作業遅れにより電子媒体による請求ができない旨をあらかじめ審査支払機関に届け出ることにより、書面による請求が可能となり、診療(調剤)報酬が支払われる仕組みとすることとしていることを教示するなど、必要な対応をとっていただきたいこと。

(2) 円滑な納入について

本年4月にオンライン化の期限を迎えながら、現在猶予措置の特例を受けている病院(400床未満でレセ電対応)及び薬局(レセコン使用)については、平成21年12月診療分(平成22年1月請求分)から電子媒体又はオンラインでの請求が必要となることから、期限内に対応していただきたいこと。

また、その後もレセプトの電子化への対応期限が順次到来することから、保険医療機関等が期限までに対応できるよう、納入作業が円滑に進むよう取り組んでいただきたいこと。

5. 補助制度の執行への協力について

補助制度の対象は、①レセコン購入(買い換え)、初期設定及び送信用パソコンの購入、又は②ソフトウェア導入、初期設定(既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。)及び送信用パソコンの購入のいずれかである。

このため、保険医療機関等が補助申請書を提出するに当たっては、申請内容の妥当性を確認できる書類を添付する必要があることから、保険医療機関等に交付する領収書及び納品書を作成する場合には、①又は②のそれぞれについて、補助対象外の費用と区別して、次に掲げる費用の額がわかるように分けて記載していただきたいこと。

- ・ ①の場合は、「レセコン購入(買い換え)に要した費用」、「初期設定に要した費用」及び「送信用パソコンの購入に要した費用」
- ・ ②の場合は、「ソフトウェア導入に要した費用」、「初期設定(既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。)に要した費用」及び「送信用パソコンの購入に要した費用」

6. その他

上記1～5の要請内容について、自社製品を扱う販売店、系列の販売店等にも周知いただきたいこと。

(参考) レセプトオンライン化補助制度について

1. 交付要綱の概要

(1) 補助対象範囲

- ・レセコンの購入は、レセコン本体、初期設定及び送信用パソコン
- ・ソフトウェア導入等は、ソフトウェア導入、初期設定（既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。）及び送信用パソコンの購入

※レセコン購入・ソフトウェア導入等ともにリース契約は補助対象外。

(2) 補助単価上限額

- ・レセコンの購入

病院は500万円、医科・歯科診療所及び保険薬局は100万円。

- ・ソフトウェアの導入等

病院は100万円、医科・歯科診療所は80万円。

(3) 補助額

実購入額又は補助単価上限額を比較して低い方の額に1/2を乗じて得た額。

2. その他

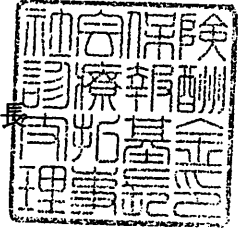
別添の平成21年度医療施設等設備整備費（レセプトオンライン化設備整備事業）交付要綱等参照のこと。

本 才 支 補 業 000003

平成21年11月27日

日 本 医 師 会 御 中

社会保険診療報酬支払基金理事長



平成21年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について(通知)

平素は、支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険診療報酬支払基金においては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受け、医療施設等設備整備費助成事業を実施することとなりました。

医療施設等設備整備費助成金の交付に当たっては、平成21年10月28日付け保発1028第1号による厚生労働省保険局長通知に基づき、下記及び別添「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、都道府県医師会に対しては、基金支部から別途連絡することとしております。

記

1 助成となる範囲

(1) レセコン購入助成事業

ア レセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）購入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っている場合を除き、自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ 本実施要領に規定されている設備整備以外の設備整備事業は、該当しません。

エ レセコン購入助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) レセコン購入（既にレセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）対応済みの医科診療所については、レセコンの買換え）

(イ) 前(ア)に伴う初期設定及び送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、レセコン購入事業の契約を行ったものとなります。

カ レセコン購入助成事業の申請については、一度のみとなります。

キ 既にレセ電対応済みの医科診療所については、レセコンの買換えを対象とし、増設の申請は認められません。また、申請に当たっては、既存のレセコンの処分に係る証明書を必ず添付していただくこととなります。

(2) ソフトウェア導入等助成事業

ア ソフトウェア導入等に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認められません。

イ 自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合については、認められません。

ウ この助成金による、本実施要領に規定されているソフトウェア導入等以外の事業は、該当しません。

エ ソフトウェア導入等助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとなります。ただし、月々のサポート経費等は助成対象外となります。

(ア) 電子レセプトを作成するために必要なソフトウェア導入及びそれに伴う初期設定

(イ) 既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更、傷病名コード整理等のソフトウェアの導入を伴わない諸設定

(ウ) 前(ア)及び(イ)に伴う送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は、平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、ソフトウェア導入等事業の契約を行ったものとなります。

カ ソフトウェア導入等助成事業の申請については、一度のみとなります。

2 交付申請手続き等

交付申請手続き等の具体的な内容については、別添「平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領」のとおりですが、支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)に助成案内を12月上旬に登載する予定としております。

3 その他

当該業務については、平成21年12月1日から開始することとしています。

本件に関するお問合せ先

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番1号 山口ビル7階

社会保険診療報酬支払基金

オンライン化支援補助金業務推進室

電話 03-3508-5508

E-mail: suisin01@ssk.or.jp

平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領

第 1 目的

医療施設等設備整備費助成金（以下「助成金」という。）は、保険医療機関及び保険薬局（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令上、義務化期限が到来していないこと等により、レセプト提出の形式がオンラインによる方法に限定されない保険医療機関及び保険薬局を含む。）において電子レセプトを作成するために準備する設備整備に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が助成を行うことにより、電子レセプトの推進を図ることを目的とする。

第 2 助成対象事業

- 1 レセプト電算処理システム（以下「レセ電」という。）が未対応である保険医療機関及び保険薬局において、電子レセプトを作成するためのレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入、レセ電が対応済である医科診療所及び保険薬局のレセコンの買換え（増設等買換え以外は認められない。）に係る事業（以下「レセコン購入助成事業」という。）
- 2 保険医療機関において、電子レセプトを作成するために必要なソフトウェアの導入又は既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更若しくは傷病名コード整理等の諸設定（以下「ソフトウェア導入等」という。）に係る事業（以下「ソフトウェア導入等助成事業」という。）

第 3 助成額の算定方法（事業に係る助成単価の上限額及び助成割合）

この助成金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算出された合計額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表 1、2 の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める実支出額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(別表 1) レセコン購入助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	2, 5 0 0 千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
医科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
調剤薬局	500千円	レセコンの購入、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

(別表2) ソフトウェア導入等助成事業

1. 区分	2. 基準額	3. 実支出額
病 院	500千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
医科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額
歯科診療所	400千円	ソフトウェアの導入等、初期設定及び送信用パソコンに要した実支出額

第4 交付の条件

この助成金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、基金の理事長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに基金の理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行及び支出状況について基金の理事長の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、基金の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 基金の承認を受けて(5)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 基金は、国から概算払いによりレセコン購入助成事業及びソフトウェア導入等助成事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関及び保険薬局から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関及び保険薬局に交付しなければならない。
- (10) (1) から (8) までの条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を基金に返納させることがある。

第5 申請手続

- 1 レセ電未対応の保険医療機関及び保険薬局は、レセコン購入に係る助成申請又はソフトウェア導入等に係る助成申請（保険薬局を除く。）の場合は、別紙様式第1-1による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。
- 2 レセ電対応済み医科診療所及び保険薬局は、レセコン買換えに係る助成申請の場合は、別紙様式第1-2による申請書を平成22年3月31日までに基金に提出して行うものとする。

第6 交付の決定及び通知

- 1 基金は、レセコン購入又は買換えに係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-1により助成金の交付の決定を通知するものとする。
- 2 基金は、ソフトウェア導入等に係る助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式第2-2により助成金の交付の決定を通知するものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 この助成金の申請の取下げは、次により行うものとする。
 - (1) レセコン購入又は買換えの助成金の交付の申請をした保険医療機関及び保険薬局は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、

当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-1により申請の取下げができるものとする。

- (2) ソフトウェア導入等の助成金の交付の申請をした保険医療機関は、助成金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、基金の理事長が別に定める期日までに別紙様式第3-2により申請の取下げができるものとする。

- 2 申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の決定はなかったものとみなす。

第8 決定の取消し

- 1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金を他の目的に使用し、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所轄庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 基金は、保険医療機関及び保険薬局が基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失以外の事情により事実と異なる報告をしたと認められるとき、又はその他の事情により所要の措置を講ずる必要があると認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第10 延滞金

- 1 基金は、保険医療機関及び保険薬局が助成金の返還の命令を受け、これを納付すべき期限までに納付しなかったときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5.0%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 前1の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前1により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関及び保険薬局の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

受理番号

発翰番号

平成 年 月 日

本人控

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

医療機関名

申請者名

印

平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

①□既にレセ電に対応している。

③□既にオンラインに対応している。

②□レセ電に対応していない。

④□オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出又はレセ電開始届）を平成□□年□□月に提出した。（開始予定：平成□□年□□月）

* オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

⑤□レセコン購入助成事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ①

初期設定費用 ②

送信用パソコン費用 ③

総事業費計 A

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B

対象経費実支出額 C (A-B)

比較額 D ,000 円

* C の額×1/2 (千円未満切捨て)

基準額 E ×××××××× 円

選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

⑥□ソフトウェア導入等助成事業助成金交付申請

(兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書)

【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ①

初期設定費用 ②

送信用パソコン費用 ③

総事業費計 A

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額 B

対象経費実支出額 C (A-B)

比較額 D ,000 円

* C の額×1/2 (千円未満切捨て)

基準額 E ×××××××× 円

選定額 F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

* 助成を受けるには、契約書、納品書及び領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

* 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。

特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用（ソフトウェア等費用）や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。

* 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。（この場合、不交付決定の通知が送付されます。）

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知したうえで申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日

(所在地)

(申請者)

(電話番号)

()

印

【助成金振込口座登録】

⑨□診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。

⑩□振込口座を別に指定する。

注：診療（調剤）報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を、支払基金ホームページ (<http://www.ssk.or.jp>) からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

受付番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号
医療機関コード
医療機関名
申請者名

点数表コード

㊞

提出用
(入力)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ①□既にレセ電に対応している。 ③□既にオンラインに対応している。
 ②□レセ電に対応していない。 ④□オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出又はレセ電開始届）を平成□□年□□月に提出した。（開始予定：平成□□年□□月）
 ＊オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

⑤□レセコン購入助成事業助成金交付申請
 （兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
 【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】
 【総事業費】
 レセコン本体費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 ＊①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費実支出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 ＊Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) ＊D・Eを比較して低い額

⑥□ソフトウェア導入等助成事業助成金交付申請
 （兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
 【病院・医科診療所・歯科診療所】
 【総事業費】
 ソフトウェア等費用 ① 円
 初期設定費用 ② 円
 送信用パソコン費用 ③ 円
 総事業費計 A 円
 ＊①+②+③の合計額
 寄付金その他の収入額 B 円
 対象経費実支出額 C (A-B) 円
 比較額 D ,000 円
 ＊Cの額×1/2(千円未満切捨て)
 基準額 E ××××××× 円
 選定額 F ,000 円
 (助成額・交付額) ＊D・Eを比較して低い額

- ⑦□交付決定情報 助成額 (⑤のDの額) ,000 (⑥のDの額) ,000
 査定額 ,000 □1:総事業費集計誤り □2:助成金申請額誤り
 □3:その他(理由:)
 ⑧□不交付決定情報 □1:補助予定額終了 □2:補助対象期間外 □3:補助対象物外
 (理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

- ⑨□診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。
 ⑩□振込口座を別に指定する。

受理番号

発翰番号

平成 年 月 日

提出用
(審査)

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号
医療機関コード
医療機関名
申請者名

点数表コード

印

平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ①□既にレセ電に対応している。
②□レセ電に対応していない。

- ③□既にオンラインに対応している。
④□オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出又は

レセ電開始届）を平成□□年□□月に提出した。（開始予定：平成□□年□□月）
* オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。

【助成申請の計算内訳等】

⑤□レセコン購入助成事業助成金交付申請
（兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
【病院・医科診療所・歯科診療所・薬局】

【総事業費】

レセコン本体費用 ① 円
初期設定費用 ② 円
送信用パソコン費用 ③ 円

総事業費計

A 円

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額

B 円対象経費
実支出額C (A-B) 円

比較額

D ,000 円

* C の額×1/2 (千円未満切捨て)

基準額

E 円

選定額

F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

⑥□ソフトウェア導入等助成事業助成金交付申請
（兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
【病院・医科診療所・歯科診療所】

【総事業費】

ソフトウェア等費用 ① 円
初期設定費用 ② 円
送信用パソコン費用 ③ 円

総事業費計

A 円

* ①+②+③の合計額

寄付金その他の収入額

B 円対象経費
実支出額C (A-B) 円

比較額

D ,000 円

* C の額×1/2 (千円未満切捨て)

基準額

E 円

選定額

F ,000 円

(助成額・交付額) * D・Eを比較して低い額

- * 助成を受けるには、契約書、納品書及び領収書が必要です。これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。
* 申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。
特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用（ソフトウェア等費用）や②それに係る初期設定費用及び③オンライン送信用パソコン以外のプリンタ及び月々のサポート経費などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。
* 今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。（この場合、不交付決定の通知が送付されます。）

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知したうえで申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日

(所在地)

(申請者)

(電話番号)

()

印

【助成金振込口座登録】

- ⑨□診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。

- ⑩□振込口座を別に指定する。

注：診療（調剤）報酬の振込口座と別に振込先を指定する場合は、お手数ですが「平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」を、支払基金ホームページ (<http://www.ssk.or.jp>) からダウンロードするか、各都道府県の支払基金支部に申し出て入手してください。

受理番号

裏面

提出用
(審査)

契
約
書

糊 付 け 位 置

納
品
書

糊 付 け 位 置

領
収
書

糊 付 け 位 置

そ
の
他

糊 付 け 位 置

オンライン開始届（代行送信の届出又はレセ電開始届）の（写）を保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が証明した（写）でも差し支えありません。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

発翰番号

平成 年 月 日

都道府県番号
医療機関コード
医療機関名
申請者名

点数表コード

本人控

㊟

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐既にレセ電に対応している。 ② ☐レセ電に対応していない。 ③ ☐既にオンラインに対応している。
 ④ ☐オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出）を平成□□年□□月に提出した。
 （開始予定：平成□□年□□月）*オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ⑤ ☐買換えのための購入（前回購入年月：□□年□□月）。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況：□処分済み（処分方法： ）、□未処分。
 ※処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。

【助成申請の計算内訳等】

⑦ ☐レセコン購入助成事業助成金交付申請
 （兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書）
 【医科診療所・薬局】【総事業費】

レセコン本体費用 ①		円
初期設定費用 ②		円
送信用パソコン費用 ③		円
総事業費計 A		円
*①+②+③の合計額		
寄付金その他の収入額 B		円
対象経費実支出額 C (A-B)		円
比較額 D		円
*Cの額×1/2(千円未満切捨て)		
基準額 E		円
選定額 F		円
(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額		

*助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。

これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

*申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めことになります。
 特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。

*今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打切りとなります。（この場合、不交付決定の通知が送付されます。）

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知した上で申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日

(所在地)

(申請者)

(電話番号)

㊟

【助成金振込口座登録】

⑩ ☐診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。

⑪ ☐振込口座を別に指定する。

注：支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)から「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

都道府県番号
医療機関コード
医療機関名
申請者名

点数表コード

㊟

提出用
(入力)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ① ☐ 既にレセ電に対応している。 ② ☐ レセ電に対応していない。 ③ ☐ 既にオンラインに対応している。
 ④ ☐ オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出）を平成□□年□□月に提出した。
 （開始予定：平成□□年□□月）*オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ⑤ ☐ 買換えのための購入（前回購入年月：□□年□□月）。
 ⑥ 前回使用のレセコンの処分状況：□処分済み（処分方法：
 ※処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。)、□未処分。

【助成申請の計算内訳】

⑦ ☐ レセコン購入助成事業助成金交付申請 （兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書） 【医科診療所・薬局】 【総事業費】		
レセコン本体費用 ①		円
初期設定費用 ②		円
送信用パソコン費用 ③		円
総事業費計 A		円
*①+②+③の合計額		
寄付金その他の収入額 B		円
対象経費 実支出額 C (A-B)		円
比較額 D		円
*Cの額×1/2(千円未満切捨て)		
基準額 E		円
選定額 F		円
(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額		

⑧ ☐ 交付決定情報

助成額 (⑦のDの額)

, 000

査定額

, 000

- ☐ 1: 総事業費集計誤り ☐ 2: 助成金申請額誤り
☐ 3: その他(理由:)

⑨ ☐ 不交付決定情報

- ☐ 1: 補助予定額終了 ☐ 2: 補助対象期間外 ☐ 3: 補助対象物外
 (理由:) (理由:)

【助成金振込口座登録】

- ⑩ ☐ 診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。
 ⑪ ☐ 振込口座を別に指定する。

受理番号

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

発翰番号

平成 年 月 日

都道府県番号

点数表コード

医療機関コード

医療機関名

申請者名

㊞

提出用
(審査)

平成21年度 医療施設等設備整備費助成金の交付申請について

【オンライン届等の状況】

- ①□既にレセ電に対応している。 ②□レセ電に対応していない。 ③□既にオンラインに対応している。
 ④□オンラインに対応していないが、オンライン開始届（代行送信の届出）を平成□□年□□月に提出した。
 （開始予定：平成□□年□□月）＊オンライン開始届等の提出がなければ交付申請が認められません。
 ⑤□買換えのための購入（前回購入年月：□□年□□月）。
 ⑥□前回使用のレセコンの処分状況：□処分済み（処分方法： ）、□未処分。
 ※処分済みの場合は、処分に係る証明書を必ず添付すること。

【助成申請の計算内訳等】

⑦□レセコン購入助成事業助成金交付申請 (兼内容確認書兼金額計算調書兼実績報告書) 【医科診療所・薬局】【総事業費】		
レセコン本体費用 ①		円
初期設定費用 ②		円
送信用パソコン費用 ③		円
総事業費計 A		円
*①+②+③の合計額		
寄付金その他の収入額 B		円
対象経費 実支出額 C (A-B)		円
比較額 D		円
*Cの額×1/2(千円未満切捨て)		
基準額 E		円
選定額 F		円
(助成額・交付額) *D・Eを比較して低い額		

*助成を受けるには、契約書、納品書、領収書及び既存レセコンの処分に係る証明書が必要です。

これらの証拠書類は、3枚目の裏面に貼付します。

*申請項目に記入した額や内容と領収書等が一致しない場合は、申請書を返戻し、再申請を求めることになります。

特に、Aの「総事業費計」欄は、契約書等に①レセコン本体費用、②それに係る初期設定費用、③オンライン送信用パソコン購入費用以外のプリンタ購入費用及び月々のサポート費用などが含まれている場合、①・②・③以外は補助対象となりませんので注意してください。

*今回の助成は、補助予定額が終了次第、助成が打ち切りとなります。(この場合、不交付決定の通知が送付されます。)

当該申請は、補助予定額が終了した場合、助成を受けられないことを承知したうえで申請します。

なお、申請内容については、一切の虚偽がないことを申し立てます。

平成 年 月 日

(住所)

(申請者)

(電話番号)

㊞

()

【助成金振込口座登録】

⑩□診療（調剤）報酬の振込口座を利用する。

⑪□振込口座を別に指定する。

注：支払基金ホームページ(<http://www.ssk.or.jp>)から「平成21年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。

受理番号

契
約
書

糊 付 け 位 置

提出用（審査）

納
品
書

糊 付 け 位 置

領
収
書

糊 付 け 位 置

処
分
証
明
書

糊 付 け 位 置

処分証明書とあわせて、オンライン開始届（代行送信の届出）の（写）を保管している場合添付願います。

上記の証拠書類は原本を原則としますが、原本の提出が困難な場合は、業者等が証明した（写）でも差し支えありません。

受理番号

第 号
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金あて

都道府県番号
点数表コード
医療機関コード
所在地
申請者名
電話番号

印

平成 21 年度 医療施設等設備整備費助成金振込口座登録票

標記助成金の振込口座については、診療（調剤）報酬の振込口座とは別に指定することとし、次の振込口座を指定します。

(フリガナ)										
金融機関名	銀行・組合 金庫・農協									
(フリガナ)										
支店名	支店									
科 目	1 普通	2 当座	3 その他	口座番号						
(フリガナ)										
受取人 (口座名義人)										

作成要領

- 「都道府県番号」は、下表の「都道府県番号」に基づき記入してください。
- 「点数表コード」は、下表の「点数表コード」に基づき記入してください。
- 「金融機関名」ほか振込口座に関係する事項は、誤りがないよう確実に記入してください。
- 「科目」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 「口座番号」の欄は、右詰めで記入し、口座番号が6桁以下の場合は、空欄に「0」と記入してください。
- 「受取人(口座名義人)」の欄は、法人名が含まれる場合、フリガナも併せて記入してください。
- 「(フリガナ)」の欄は、カタカナで記入してください。(30 字以内となり、濁点・半濁点もそれぞれ1字分となります。)

【都道府県番号】

01 北海道	11 埼玉	21 岐阜	31 鳥取	41 佐賀
02 青森	12 千葉	22 静岡	32 島根	42 長崎
03 岩手	13 東京	23 愛知	33 岡山	43 熊本
04 宮城	14 神奈川	24 三重	34 広島	44 大分
05 秋田	15 新潟	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
06 山形	16 富山	26 京都	36 徳島	46 鹿児島
07 福島	17 石川	27 大阪	37 香川	47 沖縄
08 茨城	18 福井	28 兵庫	38 愛媛	
09 栃木	19 山梨	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 長野	30 和歌山	40 福岡	

【点数表コード】

1	医	科
3	歯	科
4	調	剤

別紙様式第2-1

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名
(開設者)

殿

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成21年度レセコン購入事業助成金交付決定通知書

貴機関から申請のあった平成21年レセコン購入事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知します。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領の第3に定める助成額の算定方法により行うものです。
- 3 この助成金は、平成21年度医療施設等設備整備費助成金実施要領の第4に掲げる事項を条件として交付するものです。
- 4 その他（査定の内容等）

別紙様式第 2 - 2

発翰番号

平成 年 月 日

医療機関・薬局名
(開設者)

殿

社会保険診療報酬支払基金理事長 印

平成 21 年度ソフトウェア導入等事業助成金交付決定通知書

貴機関から申請のあった平成 21 年ソフトウェア導入等事業助成金については、次のとおり交付することに決定されたので、通知します。

- 1 助成金の決定額 金 円
- 2 この助成金の額の算定は、平成 21 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領の第 3 に定める助成額の算定方法により行うものです。
- 3 この助成金は、平成 21 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領の第 4 に掲げる事項を条件として交付するものです。
- 4 その他（査定の内容等）

別紙様式第3-1

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成21年度レセコン購入事業助成金の交付申請の取下げについて

平成21年度レセコン購入事業助成金については、平成 年 月 日付第
号で交付決定を受けたところですが、次の理由により交付申請の取下げ
を願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

3 添付書類

平成21年度レセコン購入事業助成金交付決定通知書

別紙様式第3-2

発翰番号

平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

所在地

事業者名

印

電話番号

平成21年度ソフトウェア導入等事業助成金の交付申請の取下げについて

平成21年度ソフトウェア導入事業助成金については、平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けたところでありますが、次の理由により交付申請の取下げを願いたく通知します。

1 交付申請取下げ額（交付決定額） _____ 円

2 取下げ理由

3 添付書類

平成21年度ソフトウェア導入等事業助成金交付決定通知書

請求省令が改正されました！！

今回の改正により、費用の請求は、**電子レセプト請求（オンライン請求又は電子媒体による請求）**によるものとなりました。経過措置（裏面最下部）の期間後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が**免除又は猶予**となります。

免除・猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は速やかな届出をお願い致します。

【免除・猶予届】支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）からダウンロードできます。支払基金の各支部にも備え付けています。

【電子レセプト化のための国庫補助】

電子レセプト請求を行うためにレセコンを購入した場合やソフトウェアを導入した場合には、補助金が交付されます。（平成21年5月29日～平成22年3月31日までに購入または契約した場合で、補助予定額約196億円が終了次第、補助金は打ち切りとなります。）詳しくは、支払基金ホームページをご覧ください。

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関等は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関等	免除届提出期限
医科病院・診療所	平成22年3月31日
歯科病院・診療所	平成22年12月31日
薬局	

注 現在レセコンを使用している医療機関等も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

② 常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳以上

〔病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局を除く〕

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関等（病院を除く）で、常勤の保険医・保険薬剤師が基準日において全員65歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において65歳以上となる者です。）

対象保険医療機関等	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の医科診療所	昭和20年7月2日以前に生まれた者 （平成22年7月1日）	平成22年3月31日
レセコン使用の歯科診療所	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日
レセコン使用の薬局	昭和19年4月2日以前に生まれた者 （平成21年4月1日）	平成21年12月10日
レセコン未使用（手書き）診療所又は薬局	昭和21年4月2日以前に生まれた者 （平成23年4月1日）	平成22年12月31日

※ 65歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

【Ⅱ 猶予該当】

① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中) ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)が属する月の末日又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

② レセコンのリース契約(延長含む)中 ～最大平成27年3月31日まで猶予～

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約(平成21年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※1)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日
薬局(※2)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成23年3月31日のいずれか早い日	平成21年12月10日

※1 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

※2 薬局については、平成20年4月1日～平成21年3月31日までの請求件数が1,200件以下(支払基金分+国保連分)に限ります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ(原則、請求日の1ヶ月前に)審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。(1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可)

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時の施設で診療(調剤)を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

【経過措置】

下表の経過措置期限以降は、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

対象保険医療機関等	経過措置期限(電子レセプト請求開始月)
400床未満のレセスタに対応したレセコンを使用している病院・レセコン使用の薬局	平成21年11月30日(平成21年12月診療分から)
レセコン使用の医科病院・診療所	平成22年6月30日(平成22年7月診療分から)
レセコン使用の歯科病院・診療所	平成23年3月31日(平成23年4月診療分から)